

平成28年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成28年6月20日 午前10時00分 開会  
午後 3時15分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	安 川 誠
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	巽 重 人
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	池 原 博 文	保健福祉部長	水 原 正 義
保健福祉部理事	岡 幸 子	教 育 部 長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	和 田 正 彦	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	下 村 喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 井 孝 明	書 記	吉 田 賢 二
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋
書 記	吉 留 瞳		

6. 会議録署名議員 2番 内 野 悦 子 15番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第 1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	増田 順弘	一問一答	道路網の整備について	市 長 担当部長
				企業誘致と雇用促進への取り組みについて	市 長 担当部長
2	3	川村 優子	一問一答	学校給食及び保育所給食について	市 長 担当部長
				医療提供体制について	市 長
3	10	吉村 優子	一問一答	地域活性化事業「新道の駅」について	市 長 担当部長
				国鉄・坊城線事業について	市 長 担当部長
				サテライト事業について	市 長 担当部長
4	9	藤井本 浩	一問一答	葛城市が締結している協定について	市 長 担当部長
				ファシリティマネジメントの結果を受けた今後の各施設活用について	市 長 担当部長
5	2	内野 悦子	一問一答	防災について	担当部長
				子育て支援について	市 長 担当部長
				障がい者福祉について	担当部長
6	15	白石 栄一	一問一答	職員が健康で職務にやりがいと充実感をもって働ける労働条件の向上及びワークライフバランスの推進について	市 長 担当部長
				新町スポーツゾーン計画（案）について	教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月9日の通告期限までに通告されたのは6名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、6名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。2点ございます。

まず、1点目は道路網の整備についてでございます。2点目は企業誘致と雇用促進についてでございます。

なお、これより先は質問席にてさせていただきます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** それではまず、道路網の整備について質問をさせていただきます。

今年4月17日にあかねホールにおいて、荒井知事の県政報告会が開催されました。その中で、質疑応答の中で、葛城市の道路網の整備について、弁之庄・木戸線及び大和高田バイパスについて述べられております。知事からは、弁之庄・木戸線については当初、弁之庄から五位堂までの計画であったと。166号線木戸までとなったことで県道として取り組む理由づけに欠ける。もし取り組むとしても何らかの理由づけが必要である。さらに、葛城市が取り組むことになっても県としてもしっかりと支援していく、こういったような内容でお話をされております。また、大和高田バイパスについても地元には迷惑のかからない方法を検討し、拡幅やルート変更も視野に入れて国と一緒に進めていくといったような内容であったかというふうに認識をしております。

この話を聞かせていただきまして、一昨年3月の一般質問に引き続いて2度目の道路網の整備について私の一般質問とさせていただくことになりました。前回の質問以降、大和高田バイパス周辺の交通量はますます増加をしているように思います。現に、奈良県みんなでつくる渋滞解消プランにおいても、山麓線の屋敷山公園から當麻寺交差点の間が渋滞が著しい箇所選ばれており、特に朝夕の通勤、通学の時間帯では大きな渋滞となっております。また、渋滞を避ける車が対向のできないような生活道路へも進入して時間を急ぐこともあると思うんですけれども、徐行することなく走行したり、対向車とトラブルを起こしたり、かろ

うじて周辺の私有地で対向しているのが現状でございます。さらに、トラックの進入により民家のといや瓦を破損させる事故も再三起きております。このようなことで、周辺の住民の方々からも苦情が多く寄せられていますが、このような状況についてどの程度把握されているかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。ただいまの増田議員からのご質問についてでございますが、地区の地域の道路を抜け道として通過する車両等で混雑の発生ですとかすれ違いが困難な状況になっているという点につきましては、市の方で行っております大字懇談会等におきましても地元の皆様からいろいろとお話をお伺いしたり、また、市の方で行っているパトロールなどにおきまして、職員の方がそういった場面に遭遇しているという報告を受けておるなど、そういった状況については認識しているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ご認識をいただいているということでございますので、何らかの改善策もお考えかと思うところでございますけれども、その辺のことについてもお尋ねをさせていただきます。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの状況に対する対応策についてでございますが、例えば、車が進入してくることによって混雑等が発生しておりますので、そういった車両の流入を抑制するため、標識等で誘導を行ったり、また、すれ違いが困難な箇所におきましては、用地の確保等などは必要になってきますが、そういった箇所での待避場所の確保などが対応策としては考えられると思います。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 今、お聞きをしましたように、標識並びに用地の確保ということで、当面そういう回避場所というのは早急に対応していただきたいというふうに思います。このような状況になっている原因でございますけれども、これは当然、道路網の整備のおくれ、整備がされてもつながりが悪いというふうなことが原因であろうかというふうに思います。例えば、もともと165号線、榎原、香芝ですね、165号線のもとの旧の街道でございますけれども、この間の渋滞の緩和を目的にそこを通過する交通量も調査された結果、大和高田バイパスを計画されたということでございます。全線この大和高田バイパスがつながってこそ初めて、このもとの香芝、榎原間の渋滞緩和が葛城市経由の大和高田バイパスに効果があらわれると、こういうことであろうかと思っております。しかしながら、今の状態では当初の渋滞箇所が榎原、高田、香芝間から葛城市に変わっただけの状態ではないでしょうかということでございます。

この大和高田バイパスの未完成部分の今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、平成25年12月に開催をされております近畿整備局事業評価監視委員会では、県、市、地域の意見を反映した計画となるよう、ルート変更も含め意見聴取しながら進めるというふ

うになってございます。その後、どのような協議があったのかあわせてお尋ねをいたします。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

大和高田バイパスの未完成区間の事業の状況としましては、議員もおっしゃられたように、平成25年12月に近畿地方整備局の方で行われました事業再評価委員会におきまして、未供用区間については幅員減少案や代替ルート案などについても検討が進められているところであり、県、市などの関係機関や地元住民の意見を聴取しながら進めていくことが適切であるという対応方針が出されているところでございます。近畿地方整備局奈良国道事務所におきましては、引き続き検討が進められているところと聞いております。市としましては、担当する奈良国道事務所との情報交換につきまして常に行っているところとございまして、現在、さまざまな観点からの検討、また、地域の交通に関する分析などが行われているというふうに聞いております。それらの結果を踏まえまして、今後の道路整備に対しまして地元の意見をお聞きするような動きになるというふうに思われますので、そういった動きがあれば市としても協力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 私が聞きたかったのは、平成25年の段階で地域の意見を反映する、そういう協議をしていくということであったけども、現に3年間そういう協議の機会がなかったという今のご答弁かというふうに解釈をいたしました。この委員会でございますけれども、3年に1度ということになっておるといふふうに認識をしております。そうすると、今年度がまた12月に見直しの年というふうになるわけでございますけれども、3年前と進展策は出てくるのか、その辺のところもお尋ねをさせていただきたいと思っております。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問につきまして、検討につきましては先ほど申しましたように、さまざまな視点での検討をされているというふうに聞いております。また、それに加えまして、昨今、道路交通のいろんな情報がナビゲーションシステムなどで手に入るような状況になっております。そういったデータも駆使しながら、あらゆる視点からの分析を行っているというふうに聞いております。議員ご指摘のように、平成25年12月の再評価以降、目に見えた大きな進展はないという状況でございますが、今担当しております奈良国道事務所の方でそういった分析、検討を進めているというふうに聞いております。早急にまたそういった情報を確認しまして、議員おっしゃられたように3年たっておりますので、また今年度、新たな事業再評価委員会の年を迎えることになると思っておりますので、それまでには地元のご意見をお聞きするような動きになるというふうに思われます。そういった情報収集も含めて、市としても奈良国道事務所と連携をして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** この大和高田バイパス第4工区の区間につきましては、地元の方からも旧當麻地区の方か

らもできるだけ進めていただきたいというか、もう40年前からですけども、区間の決定はいただいているけれども条件付で家を建てたりとかしておられる方々もいらっしゃる。そのことを、できることを楽しみに待っておられる方々もいらっしゃるしというお話も聞いております。そのことも踏まえまして、今、部長が答弁を申し上げましたけれども、近畿地方整備局と打ち合わせをする際、地元の方々の思い、それをしっかりと伝えながら対応を迫ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 市長の方からも前向きに進めるというふうなお話をいただきましたので、これ、とまるとなかなか進みにくい状況ですので、一步ずつ、少しずつ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

周辺の状況をちょっとお聞きしました。大和高田バイパスの北の終点、中和幹線の西の終点でございます穴虫から大阪府柏原市、名阪国道の柏原インターチェンジ、この間が旧の国道のままで非常に混雑をしておるとい状況ということでございます。それに対応するために、今後8年をめどに拡幅工事が進められておるといふうにと伺っております。そうなりますますます交通量も増加してくるのかなと。従来は南阪奈道路4車線工事も現在進められておりますけれども、あそこがスムーズに流れるとなると、南阪奈道路よりも大和高田バイパスを通過して柏原インターから大阪に車の移動が多くなるんじゃないかなと、こういうことを懸念するわけでございます。早い手だてが必要かなというふうに感じました。先ほどから国の事業ということで国の方と進めるということでございますけれども、地元の協力がなくてはこういう大きな事業はなかなか進まないというふうに思います。先ほどからございましたような当初の計画以外にもいろんな方法を検討していただきまして、早期の着工を望むところでございます。

次に、弁之庄・木戸線についてお尋ねをいたします。この計画は新市建設計画の中で道路網の整備ということで、市内の先ほどの道路は幹線道路でございましたけれども、生活道路整備事業として中道・諸楯線とセットで上げられております。そもそも、新市建設計画の本の中の計画の趣旨というところに書いてございます。市町村の合併の特例に関する法律に基づく法定計画として作成するもので、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進していくために策定されるもので、その実現に向け新市の均衡ある発展と住民の福祉の向上を目指すものであると、こういうふうに記述をされております。そこで、この弁之庄・木戸線の進捗状況についてまずお尋ねをいたします。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 弁之庄・木戸線の進捗状況というご質問でございますが、この路線につきましては過去から香芝市五位堂と葛城市弁之庄間を結ぶ道路として広域幹線道路という名称で香芝市、大和高田市、葛城市、この3市で奈良県の方に整備の要望を行ってきた道路でございます。現状といたしましては、先ほど議員もおっしゃられたように、弁之庄から木戸という区間で位置づけられておりますが、現状としては引き続き県の方に対して整備の要望を行って

いるような状況でございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 冒頭にも紹介をいたしましたように、荒井知事のコメントにもありましたように、進みにくいのはその関係者にその事業の必要性の認識が低いからではないかなど。私はこの道路に対して3つの必要性を挙げます。まず1つ目は、葛城市で最多の乗降者数でございます唯一特急がとまる尺土駅のアクセス道路としての必要性でございます。現在進められている尺土駅前広場整備についても新市建設計画にございますように、道路整備と並行して整備を進めることというふうに記述してございます。この道路によって新庄地区の方々の尺土駅の利便性、それから南阪奈道路へのアクセス道路としての機能も備わるというふうに思われます。そうすると空港バスの運行なども見込まれ、市の玄関口から、関空からの奈良県の玄関口としての機能も備わるのではないかなど、こういうふうに思われます。

2つ目は、現在進められているファシリティマネジメントにおいて、公共施設の総量縮減が必要であると、こういうコメントでございます。要するに、公共施設の全体の量を減らしていかなあかんと、こういうふうなことがこのファシリティマネジメントでコメントされておるというふうに伺いました。用途や機能が類似していたり重複した施設の見直しと、こういうふうに解釈してもよいのかなというふうに思います。そうすると、従来近くにあった施設が遠くなる。また、新庄地区にあった施設が當麻地区にしかなくなる。もしくは當麻地区にあった施設が新庄地区にしかない、こういうふうになってくるのかなというふうに思われます。そうすると、當麻地区の方が新庄地区へ、また、新庄地区の方が當麻地区へ移動する機会がますます多くなるというふうに考えられます。もしこのように市民の方々に移動の負担を求めるのであれば、両地区をつなぐ道路の整備として必要ではないかなというふうに思います。このようなことの1つの例としてご紹介をさせていただきます。

先日、あるイベントが當麻の農村広場で開催をされました。私の知り合いの方にそのイベントに参加されるのですかというふうにお尋ねをさせていただきました。結果は参加をしないということでした。理由はそこまで行く道路がないと、こういうことでした。遠回りして行くことは可能ではございますけれども、どうも新庄の方から當麻の方に行くための道路というものにいろいろとご懸念をされておるという1つの例でございます。こういった當麻、新庄をつなぐ道路としての必要性、これが2番目でございます。

3つ目は、冒頭にもお話ししました慢性化している生活道路における通過車両による渋滞解消、この3つでございます。

以上、このような必要性について理事者側のご所見をお聞きさせていただきたいと思いません。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいま増田議員から弁之庄・木戸線の必要性についてどう考えているかというご質問かと思えます。議員がおっしゃられましたように、アクセス性の向上ですとか拠点間の移動時間の短縮、また、生活道路における渋滞の解消、これらの3つにつきましては、そ

の道路の必要性の3点の項目かと思われます。また、それらのもとになります道路交通の状況、こういった点、当該地区における状況から見ますと、主要地方道御所・香芝線、こちらの方の道路が地域を通過する道路ですとか地域内の移動の交通、そういったさまざまな特性の交通を分担している、1つの路線で担っているというふうな状況にあらうかと思ひます。その結果としまして、交通渋滞の発生ですとか渋滞を避けるために地区内に交通が流入している、そういった状況で議員がおっしゃられましたようなさまざまな問題が発生している状況にあるというふうに認識しております。当該道路における自動車交通の適切な分担、そういったものを確保することが必要かというふうに考えているところでございまして、先ほどもございましたが、大和高田バイパスの4工区、また、近隣地域間を移動するような交通を分担するような道路、そういったものにつきましては必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 今、ご答弁いただきましたように、幹線道路の必要性の大和高田バイパスと生活道路である弁之庄・木戸線、中道・諸鉾線、この辺のすみ分けといいますか、両面での必要性というものを十分ご認識をいただいているというふうにご理解をさせていただきました。現在、この弁之庄・木戸線道路計画につきましては、平成26年12月に変更されましたが、ここには見直された中にもまだ新市建設計画の中に記載をされております。変更されたけれども、これは継続して載せていただいているという状況でございます。先ほど県というふうなお話がございましたけれども、新市建設計画には残っておるといふこと。それから、都市計画マスタープランの中の都市計画道路には上がってございませぬ。これとこれとの整合性、どういふふうな関連になるのかということも改めてお尋ねをしたいんですけれども。ただ、このマスタープランの文章の中では都市計画道路化の検討を進めつつ早期整備に努めると、こういうふうに書いてございます。このマスタープランにつきましては平成19年に策定されたプランでございますけれども、これは10年に1度の見直しというふうに伺っております。ちょうど平成28年度が見直しの年でございます。都市計画道路としての弁之庄・木戸線の位置づけ、そういうふうな計画をしていただいているのか、もしくはそれにかわる方法で前向きに進めていただけるのか、その辺のことについてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの増田議員からのご質問についてですが、弁之庄・木戸線を都市計画道路として検討を行うのかという点かと思ひます。昨今の状況としましては、都市計画道路につきましては、計画決定後の事業着手が行われない事業、奈良県内でも数多くございます。都市計画道路として決定された場合につきましては、土地の利用に規制がかけられるため、そういったものの決定に関しましては慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。また、道路の事業、都市計画決定を行わなくても事業を実施することは可能というふうに考えております。そういったこともございまして、まずは、先ほども申しましたように、当該地域における道路ネットワークの必要性、また、利用交通の適正な分担、

そういったところを十分に整理して、必要性等を国や県に対しても説明を行い、必要な要望につきましましては要望を行いつつ進めていきたいというふうに考えているのが現在の状況でございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 副市長、ご答弁ございましたらお願いします。

**赤井議長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまの弁之庄・木戸線の都市計画道路の位置づけにつきましては、今、部長が申し上げたとおりかというような解釈をいたしておるわけでございまして、都市計画マスタープランにつきましては平成19年に策定いたしまして、今年度が10年の見直しの時期ということでございます。当然、都市計画道路と位置づけはしなくても、やはり市にとりましてはこの弁之庄・木戸線につきましては大きな事業の1つでございますので、今後検討していく上でも今年度策定いたします都市計画マスタープランの中に重要な道路としての位置づけを図って、県とも十分協議しながら事業の進捗に向けて進んでまいりたい、このように思うわけでございます。よろしくをお願いします。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。都市計画道路というものの、いろんな弊害等を考慮して個々の計画には載せないけども、とまることなく必要性も十分ご認識をいただいておりますので、前向きに進めていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、何らかの方法でご紹介したような問題を解決できる道路は必要であるというふうに思います。道路整備につきましては多額の予算が必要でございます。また、用地買収等のご苦勞、完成までに要する期間が長い取り組みに当たっては慎重に進められること、その辺のところは十分ご理解をさせていただきます。一度つくった道路につきましては、例えば、道路というものについては竹内街道、高野街道、横大路ですか、千年からも利用され続けておる道具といえますか装備でございます。これから20年、30年先の葛城市の将来を見据えていただいて、今後必要というふうな判断をいただいているものでございましたら、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、企業誘致、雇用促進についてご質問をさせていただきます。

前回の私の一般質問でもご紹介をさせていただきましたとおり、葛城市の高齢化率も全国の平均とほぼ同じ25%まで上昇をしております。言いかえますと、養う人の数が減少して、養われる人の数が増加しておると、こういうことが言えるかと思えます。当然のことながら、このことで市の財政負担もますます大きくなっていくということでございます。それに加え、今後は少子化によります人口減少も進んでいくというふうに予測をされております。このような状況の対策ということになりますと、いろいろ手法はございますでしょうが、企業誘致も有効な取り組みの1つではないかなというふうに感じます。

昨年9月でございますけれども、薑工業団地に操業を開始されました大手化粧品会社におきましても、今後の大きな期待のできる場所であるかなというふうに思います。そのよう

なこともあって、昨年7月30日に大阪ニューオータニホテルにおきまして開催をされました県主催の企業立地セミナーにおきまして、この会社の山田社長がゲストで講演をされております。その中で社長のコメントとして、工場を葛城市に建築された理由ということで、その中で社長は葛城市のバックアップを挙げられております。それともう一つは、立地条件が魅力的だったと、こういうふうにコメントをされております。今後このような取り組みについては積極的に引き続き行っていただきたいという思いがございますけれども、一方では企業誘致によって市のサービスでございます上下水道などの行政サービスの負担が大きくなるというふうに一般的にデメリットとして懸念されるわけがございますけれども、現状、そのようなことはないのかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまのご質問にお答えします。

誘致エリアの状況として、薑工業団地におけるインフラ整備のうち上下水道の整備状況でございますが、上水道においては、この工業団地での上水道配水管布設延長整備進捗率は約92%であり、公共下水道整備率も約98%を整備しておりますので、本市のまちづくりに合った企業、工場がお越しになられることに対しては上下水道施設ともに万全な体制でお迎えいたす所存でございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。過去に大きな企業が非常に上下水道を利用していただいて、その企業の事業縮小に伴ってインフラの利益が減少したと、こういうふうなマイナス現象も出ておりますので、今のところは十分な余裕があってウェルカムやと、企業に来ていただいてどんどん利用していただくことが市の財政にもプラスとなって出てくると、こういうふうに解釈をいたしました。それ以外に、以外といいますか、先に私、デメリットのところを挙げましたけれども、ある雑誌のところにございましたメリットのところを書いておりますので紹介させていただきますけれども、これはもう皆さん方も十分ご承知なんで。地域の就業の場が広がるということがメリットの1つ目です。それから、就業することによって、その社員さんの移転による人口が増加するというメリットです。それから、商店街等の購買力が増加するということが挙げられると書いてございます。それから、大手が来ることによって、それに関連する市内の下請企業の存在も発生すると。それから、賃貸マンション等の住宅家屋の新築並びにそういう事業の拡大が図られるということ。それから、一番メリットでございます市町村自治体については、固定資産税等の事業税の収入が見込まれると、こういったことが企業誘致に関するメリットというふうに言われております。そういうようなこともございますので、今後このような取り組みを積極的に行っていくべきかなというふうに感じております。

誘致する場所としては、県の企業立地重点推進地区にも指定をされております薑工業団地、ここが中心になってくるのかなというふうに思います。ここの面積につきましては36.3ヘク

タール。県内のこの重点促進地域の中でも7番目に広い面積でございます。現状、この薑工業団地の利用率、利用状況についてお尋ねをします。また、都市計画マスタープランでは、このエリアを更に拡大を進めていくというふうなこともうたっておりますけれども、あわせてお尋ねをいたします。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの増田議員のご質問でございます。

薑工業団地にある工業地域面積は36.3ヘクタールであり、現時点におきまして24社が稼働しております。工場敷地面積では31.9ヘクタールが使用されており、残面積は4.4ヘクタールとなっております。利用率は87.9%となっております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** エリア拡大のところの答弁を求めます。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの薑工業団地、工業地域のエリア拡大という点についてお答えさせていただきます。

エリア拡大につきましては、平成23年に大和都市計画の区域区分の見直しを行う際に工業地域の拡大について検討してまいりましたが、最終的に地域住民の合意形成が図られなかったということで、現状としては工業系ゾーンという形で位置づけを行っているところがございます。工業地域とは異なりまして、業種が製造業に限定され、開発する面積にも制限がかかるなど条件はございますが、現状のところエリア拡大というよりもこちらの工業系ゾーンへ誘導していくというふうな形になろうかと思っております。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 先ほどの池原部長のご答弁の中の87.9%、今の土谷部長の拡大のこのプランに載っている拡大のエリアじゃない方向で進めるということですか。もう一度ちょっと確認します。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問ですが、都市計画マスタープランの中に図で示してございますが、工業地域の隣接するエリアを囲んでいるところが工業系ゾーンとして位置づけられているところでございます。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。この周辺につきましては、ご存じのとおり優良な水田地帯でございます。特に県内で生産されているお米でございます特Aランクのヒノヒカリの種子生産もここで一部行われておるとい状況でございます。このような地域の農業振興に支障のないようなご配慮をしていただきながらエリア拡大を進めていただきたいなど、こういうふうに思っております。

それでは、どのような方法で企業誘致を進めようとしておられるのかお聞きをさせていただきます。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問でございます。

企業誘致の促進といたしまして、薑工業団地は企業立地促進法第10条に定めます工場立地法の特別措置が実施される地域でございます。緑地面積率や環境施設面積率が従来よりも低く設定されておりまして、このような有利な条件等を踏まえまして、企業等に啓発できる場におきましてPRをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 私の案でございますのでご参考にしていただけたらと思いますけれども、例えば、市内にお住まいの方、並びに市内出身の、企業で活躍されておられる方、たくさんおられると思います。地元に着用のある方、そういう方を市長の方からお招きをしていただいて、企業誘致セミナーみたいなものを開催されてはどうかというふうに思うんですけど、市長のご答弁をよろしくお願いします。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに市内には優良企業の役員さんになっておられる方もいらっしゃる。全て把握はできませんけれども、たしか大畑にも、あるエアコンメーカーの関連会社の社長もされておられる方もいらっしゃるというふうに聞いてますけれども、やはりそういう方々に権限があるのかというとなかなか難しいところではあるかと思えます。今おっしゃっていただいているようなことも含めて、企業誘致についてちょっと私の考えをお話しさせていただけたらと思うんですけども。

先ほど言っておりました薑の去年9月に来ました企業、化粧品会社でございますけれども、実は誘致に10年かかっております。私の前の市長のときから誘致の話があつて、私が議員のときにあそこに道路をつくらうとか橋をつくらうとか下水道を引こうとかという話があつた。すぐ来ていただけるんだろうと思ってたんですけど、やっぱり景気の上げ下げというのがございまして、なかなか応えていただけなかったという状況でございましたけれども、毎年のようにしつこく私がお伺いをしておりましたら、ちょうど社長が交代をされて、若い、去年セミナーに行かれた時の社長にかわられたときに、それもたまたまなんですけど、私の大学の後輩でいらした。その中でお話をさせていただいたら、やっぱりここに自分のところの会社をかけていきたいという思いになっていただいた。景気も戻ってきたということもございまして、その関係の中で決心をしていただいて工場建設という運びになった。決心をしていただいてから建設までもやっぱり5年以上の時間がかかったということもございまして。先ほどから工業団地の面積、残り4.4ヘクタールということになってますけれども、使用できる用地の用途というのも限定をされておるといふところもございまして、そうは言いながら、葛城市の大阪から40分ぐらい、関西国際空港から50分ぐらいで来れるとい

う好立地条件というのを活用して、何らかの方法を考えていかなければならないというふう  
に思っております。

1つには、4年前に立ち上げました新時代葛城クリエーション研究会というさまざまな企  
業の集合体、こういういろんな企業、今、何社か研修員で来ていただいているところもござ  
いますけれども、そういう企業の皆さん方と知恵を出しながら、この葛城市という場所で何  
ができるのかということも検討していかなければならない。工場を建てていただく、雇用を  
促進するというのももちろん求めていかなければならないですし、工場を伴わない起業で  
すね、業を立てていただくということも含め、また、葛城市というのを遠隔地として使っ  
ていただきながら、ICTが、IT技術が発展をしておりますからいろんな企業が情報通信機  
器を使って、日本中もしくは世界中とつながっていける状況になっておるわけですね。そう  
いう状況をうまく活用しながら、この葛城市というものをラボラトリーという言い方を私は  
しておりますけれども、葛城市を中心にしているいろんな企業が集まってくる状況というもの  
をつくれないうかということ、今進めさせていただいておるというところでございます。

その中で1つ出てきているのが、子育て中の女性がフレキシブルにというか、働きたいと  
きに働ける場所づくりというのが今年の恐らく8月ごろからでき上がるでしょうか。ママス  
クエアというところですね。ある広いところを仕切って子どもを無料で預かってあげて、お  
母さん方はテレワークをする。電話をかけたりとかパソコンの入力をするというような場所  
をつくっていくというようなことを考えております。いろんな企業が来て提案をしていただ  
いたりご相談をさせていただいて、今、葛城市に足りないものとか葛城市でできるものとい  
うものをみんなで一緒に考えていけるような場所づくりというものを今進めておるところで  
ございます。

増田議員がおっしゃっていただいている、役員さんを対象にした企業誘致のセミナー、こ  
ういうのもわかれば、また私の方からお尋ねを申し上げて相談をさせていただいて、葛城市、  
こういうところであるので、非常に物流も便利なところにあるのでぜひとも検討していただ  
きたいということも含めて、考えてまいりたいなというふうに思っております。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 市長の方から前向きに進めていただくというふうなことをお伺いしました。市長の方は役  
員さんの権限というものに対していかなものかなというようなお話でございました。社長  
のトップダウンよりも会社の役員さんの1つの発案とか提案を社長が決断すると、こうい  
うのが会社の流れなのかなと思うので、案外と言ったら失礼ですけども、役員レベルになり  
ますとその辺の権限もお持ちかと思えますし、我がふるさとに自分の足跡を残したいとい  
うふうな役員さんもおられるようなこともあるかと思えますので、まずその辺のところもよろ  
しくご参考にしていただけたらありがたいというふうに思います。

次に、誘致を促進するための優遇措置についてお尋ねをさせていただきます。

県内の自治体においても独自でこういう優遇措置を工夫されておられる事例がございます。  
1つの例として、非常に画期的といいますか、これは飛びつきそやなというふうな例がご  
ございました。これ、櫃原市の企業立地促進優遇制度というものでございます。これは櫃原市

において新たに事業所を建築された企業に対し、固定資産税相当額を奨励金として3年間交付されると、こういう内容でございます。このような独自の誘致策も効果的ではないかなというふうに感じるわけでございますけれども、葛城市にもこういう誘導策があったらお聞かせを願いたいというふうに思います。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問であります、葛城市としましての優遇措置でございます。

現在、葛城市としまして、支援策は中小企業融資制度といたしまして、創業、既存の中小企業に対しまして融資制度や、また、董工業団地内におけます緑地、環境施設面積の緩和などがございます。また、状況に応じましてインフラ整備も考えさせていただきたいと思っております。また、奈良県におきましては、奈良県企業立地促進補助制度や不動産取得税の軽減等、企業立地促進法によります支援制度がございます。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** そういう誘導策についてはちゃんと誘致を検討されてる企業に行き渡るような、当然、ホームページ等にも掲載されているかとは思いますが、まとめて、ああそうかと、葛城市に行ったらそういうことがあるのやなとわかるような情報提供をお願いしたいなというふうに思います。

それでは次に、雇用についてでございます。企業を誘致していただいても、そこで働く社員の採用、これは恐らくほとんど本社で行われておるのかなというふうに思います。現在、市内の企業で働かれている方々の地元の方の比率等、わかりましたらお尋ねをしたいんですけども。わからなかったらわからないと。

**赤井議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 葛城市には董工業団地、また優良な中小企業等がございますけれども、現在、地元雇用率というのはちょっとわかっていないのが現状でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** まことに申しわけございません。無理な質問をさせていただきました。できれば地元の方々を少しでも多く採用していただくことがこの誘致をした効果が生まれるのかなというふうに思います。そこで、このような採用に対しまして、市も何らかの形で応援をしていただく、採用にですね。1つの案としては、非常に無理な案を何回も申し上げますけれども、毎月、市の広報紙を発行していただいておりますけれども、広報誌の中に市内企業、広告みたいなものですが、採用募集の欄をつくっていただいて市が採用に協力する。そのかわり企業に対して載せてやるから地元採用枠を設けてくれと。葛城市内3人枠を設けると、そういうふうなことでギブ・アンド・テイクをやっていただいて、雇用促進にならないのかなという私の案でございますけれども、いかがでございますか。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 今、増田議員から質問というか提案がありました。おもしろいなとも思いますけれども、今、広告枠は設けてます。そこで求人広告等も書けるのかなとも思いますけれども、枠を

設けることについて企業がどのような反応を示すのか、また、それをやることでどういう形になるのかいろいろ検討してまいりたいなというふうに思います。

あと、実は、葛城市を含めてこの近隣の市町村の有効求人倍率というのがあるんですけども、これが新興住宅地の多い葛城市であったりとか香芝市であったりとか大和高田市もそうなんですけども、有効求人倍率というのが非常に低いんです。1を割っております。0.78とか0.79とかそのぐらい。香芝市はもっとうちよりも低かったのかなとも思います。うちの南側の御所市は1を超えておるんですね。1.1とか1.2ぐらいあったんだと思うんですけども、市外に勤めておられる方が葛城市の場合は大阪に3分の1、県内に3分の1、市内に3分の1という状況の職の構造というのがある。やはり市内で働けるような場所をつくっていくというの大きな課題であろうというふうにも思っております。しっかり企業誘致ということも大きな課題としながら、また、皆さんが葛城市で生き生きと働ける場所づくりというのを考えてまいりたいというふうに思っております。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** 市長の方からご答弁いただきましたけれども、住みやすさを誇る葛城市でございます。さらに、身近なところで働く場所が豊富にある。将来的に市の財政が安定すると、このような取り組みを積極的に取り組んでいただく、こういうことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**赤井議長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

**川村議員** 皆さん、こんにちは。川村優子でございます。どうぞよろしく願いをいたします。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は2点ございます。1点は学校給食と保育所給食について。もう1点は医療の提供体制について。この2点について質問をさせていただきます。

これよりは質問席で行わせていただきます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、1つ目の葛城市における学校給食と保育所の給食についてお伺いをさせていただきます。

学校給食におきましては、昨年9月より稼働いたしました学校給食センター、そしてまた、公立の保育所では3園ございます保育所においては、自校式の調理場でそれぞれ3園共通の同じ献立で調理していただいております。そもそも学校給食というものは歴史を振り返りますと、昭和29年に学校給食法が制定され、当時の日本国の栄養不足の子どもの体格に対

し、学校給食は子どもの心身の健全な発達、国民の食生活の改善に資するものであり、その普及、充実を図ることが定められ、学校教育の中で学校給食が制度的に位置づけられておりました。学校給食法制定当時は脱脂粉乳とコッペパンなどであった学校給食についても、年を追うごとにその食事の内容は充実し、昭和51年には日本人の食生活になじみの深い米飯給食が見直され正式に導入されました。平成17年には食育基本法が制定され、政府全体として食育に取り組んでいくことになりました。学習指導要領も平成20年に改正され、食育が明確に位置づけられ、学校教育全体で食育を推進していく方向性が示されていっております。また、同じ年に学校給食法も改正され、食育推進が明記。平成21年には文科省の学校における米飯給食の推進については、既に週3回実施しているところは週4回の新たな目標を設定し、実施回数の増加を図ると記されております。

平成26年度版の内閣府の食育白書によりますと、全国の米飯給食実施校3万290校は週当たり3.3回。それは平成24年度の調査でございます。年々増加傾向となっております。奈良県はちなみに3.2回平均であります。栄養バランスにすぐれた日本型食生活実践促進についてこのように書いてあります。日本の気候風土に適した米を中心に魚や肉、野菜、海藻、豆類などの多様な副食、おかずを組み合わせる食生活を日本型食生活というのですが、日本型食生活は栄養バランスにすぐれており、また、調理の工夫により日本各地で生産される豊かな食材の持ち味を生かしつつ多彩に盛り込んでいるのが特徴であります。日本型食生活の実践を促進することは、脂質の過剰摂取の抑制や野菜の摂取促進を図る上で効果的であるほか、米の消費拡大を通じた食料自給率の向上にも期待ができ、食文化の継承にもつながると書かれております。日本古来の発酵食品おみそとかの組み合わせがその相乗効果を生み出す。今や世界中にも日本食のよさをPRし見直されているところであります。

私の質問の中身は、学校給食や保育所給食における課題が米飯給食の更なる推進を図ることと食育課題改善と農業政策と並行し、県内のおいしいお米を使っていただくという自給率の向上にもつながるものと考えております。では、なぜここまで食生活改善を促して日本型食生活の促進を積極的に進めるのかであります。学校給食まで米飯中心の食生活を進めることには理由があるからです。今、全国に子どもたちの肥満や生活習慣病の傾向が見られ、食生活改善の重要性は免れない事態になっているからです。

そこで、質問をさせていただきます。葛城市の乳児から幼児、小学生、中学生たち、今、給食というところに接している子どもたちの食生活から受ける健康状態や成長を栄養士さん、それから保健師さんから見るとどうなのかということ、現状をお聞きしたいと思います。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** おはようございます。保健福祉部の水原です。ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

健康増進課である新庄健康福祉センターにおきましては、乳幼児期より栄養に関する相談を実施しております。平成27年度の乳幼児健診や乳幼児相談におきましては、栄養に関する相談は約950件、1年間ございました。電話や来所、訪問による個別の相談は50件ありました。中でも離乳食の相談が一番多くなっております。お父さん、お母さんにおきましては、

1歳を過ぎて離乳食が終わったらもう大人と同じ食事でもいいかと思う方が、今でもたくさんおられます。幼児につきましては、肝臓の働きがまだ未熟なので薄味のもを食べてほしいというのが考えでございます。しっかり味のついたものを食べますと自然の味のもの食べなくなってしまいます。ファストフードの味をおいしいと思って育った子どもたちが現在の親世代と言えます。味も歯ごたえも今までの和食や家庭でつくられるメニューにはないのでございますので、食の欧米化とあわせて子どもの体形や病気も欧米化に近づいて、肥満や高血圧がふえていると言えます。

保育所におきましては、子どもにとっては家庭と同様に生活する場であり、保育所の食事は心身両面から成長に大きな役割を担っております。家庭での日本型食生活の減少、欧米化による影響だと思われておりますが、特にかまない、かめない、かみしめることができないことから顎の筋肉が低下して、口をあけたままの状態の乳児が増加しております。風邪を引きやすい、体力、気力の低下、アレルギーの増加、また、肥満傾向も見られます。

保育所におきましては、米飯を中心とした主菜、副菜、汁物を組み合わせた昔ながらの日本型の食事を提供しております。米飯は複合栄養食品なので、糖質だけではなくたんぱく質、ミネラル、ビタミン、食物繊維などを含み、現代型栄養失調を防ぎ、日本人の体の内臓に負担がかからないためアレルギーを起こしにくいと言われております。また、脂肪のとり過ぎを防ぐことにより、生活習慣病の予防にもつながってまいります。また、粒食のため、よくかむ習慣がつく、血糖値が穏やかに上昇するため、情緒が安定するなど子どもの心身の成長に役立つと考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** おはようございます。教育部長の吉村でございます。ただいまの川村議員のご質問に、栄養士から見た見解につきましてお答えさせていただきます。

今の子どもたちの現状につきましては、朝食のメニューは菓子パンだけを食べてくる子やおにぎりやシリアル食品だけを食べてくる子どもが多く見受けられます。また、家庭での食事につきましては動物性油脂の摂取エネルギーが増加しており、また、塩分の多い食事になっている傾向がございます。このことによりまして児童の肥満率が上がってきている統計調査もございまして、このような現状が成長の過程で高血圧や糖尿病へとつながっていくものと考えております。

学校給食につきましては、だし汁で味つけを行うなど、塩分のとり過ぎを防ぐようにしております。和食がよく健康的な食であると言われるのは、栄養バランスがよく、洋食メニューに比べましてカロリーの低さも挙げられます。和食は日本古来から継承され、ご飯はどんなおかずにも相性がよく、いろいろな料理に合わせることもできます。また、だし汁のうまみや発酵食品を巧みに使いまして動物性油脂の少ない食事になり、日本人の長寿や肥満防止に役立ってきたところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。本当に今まで余り報告のないようなことを今おっしゃっていただいたと思います。食生活が本当に豊かに、豊かにという表現はどうかと思いますけれども、高カロリーのものが増えていく、そういった食生活が子どもだけでなく大人もそうなんですけれども、今改めて子どもの体づくりというのは幼少期からの習慣というのが非常に大きな鍵になる。肥満になる子がその食べてきたものを大人になるまで続けていくという、そういうやはり食習慣というのは非常に大事な部分であるわけでございます。

しっかりかむということとか、それからアレルギーに持っていかれるような、そういう食べ物によって、やっぱり体づくりというのはされていくんですけども、朝ご飯のメニューなんですけど、これも非常に菓子パンとかバナナだけ食べてきたり、ジュースだけ飲んできたりという、3度の食事のうちの3分の1のカロリーをとらないといけないその食事の、1度目の食事が十分でない。家庭においては全ての家庭がそういうふうになっているわけではないと思いますけれども、動物性油脂の摂取が多過ぎるという傾向や塩分の多いお菓子とかファストフード、そういった自体が濃い味つけになって、そういう食事環境なんです。

日本人が古来からご飯を中心として魚や野菜や大豆などの食材を使ったものというのが普通であり典型的であったわけですがけれども、戦後は高カロリーの食生活が非常に当たり前になっているという反面、それはお米の消費量も減っている。また、体の方にも非常に影響が強くなってきたというね。それが成人してがんとか糖尿病になっていくという、そういう体の基礎づくりということについて、学校給食は非常に大切な1日の3分の1の、1食目がいいかげんな食事であるので、あとの3分の2は非常に大きなウエートがあるということなんですけれども、そこで学校給食の役目というんですか、それはやはり、これから栄養士さんたちが献立づくりというのをやっていただいているわけですがけれども、どんなふうな工夫をされているのか。米飯給食といいますけれども、今現状、パンが2回、米飯が3回という中で、それでもどこまで努力していただいているのかなというあたりを一度お聞かせいただきたいと思えます。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。私の方からは保育所における献立などの工夫ということでご回答させていただきます。

保育所におきましては、脂肪を多く含んだ食品摂取とした欧米型食事による生活習慣病を予防するため、日本人が昔から行っていた食事形態のご飯、みそ汁、主菜、副菜としたお膳型の食事を基本としており、米飯がほとんどでございます。みそ汁などは旬の食材を入れることによって季節を感じるように、また、だしの香り、うまみを乳幼児期から体験することにより、余計な脂肪分のとり過ぎを防ぐようにしております。

毎月の給食の献立には奈良の郷土料理、かつらぎの郷土料理を取り入れています。また、家庭でもつくれるようにレシピを掲載した給食だより、食育だよりを通して保護者にも伝えております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。それでは、学校給食におきます献立などの工夫につきましてお答えさせていただきます。

子どもたちの給食の食べ方でございますが、パン食の場合とご飯食のときとは違いが見受けられます。パン食の場合はパンだけ食べて、それからおかずを食べるという食べ方になりますが、ご飯食の場合はご飯を食べながらおかずも一緒に口に入れて味を調整して食べるようです。これによりむらなく食べることができます。このご飯のときの食べ方が給食を進んで食べる状況が見受けられ、メニューがカレーの日はご飯を残さず食べてもらえます。また、今の子どもたちはハンバーグや揚げ物より煮炊き物のメニューを好む子どもがふえているようでございます。

給食1回当たりの学校給食摂取基準はおよそ1日の3分の1ですが、不足しがちなカルシウム、たんぱく質、ビタミン類などは少し多くとれるようにしております。また、新鮮なものや安全・安心な給食を提供するため、食材はできるだけ国産を使用するとともに、野菜などはできる限り地場産物を多く取り入れるよう心がけております。このように給食の献立につきましては、栄養面はもちろんのこと、子どもたちの好みや食べ方、食材の良さ、特質を生かしまして誰もが喜んで食べられるように工夫しております。

以上でございます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。非常に詳しく給食の現状をお答えいただいたことに感謝いたします。保護者が1日の食事のうちに給食に期待している度合いというのが非常に大きい。これは、今言われたみたいに煮炊き物を好むというようなお子さんがいらっしゃるわけですが、旬のものとか郷土料理に無縁な環境にある子どもたちも、お母さんがつくれないのか、つukらないのかわかりませんが、そういう煮炊き物を好むということは食生活の中に非常に珍しい体験がそこに入ってるんだなというふうに思いますし、その給食の位置づけがとてもまた逆に家庭にとってはありがたいというふうな重要な事項になるのかもしれない。

保育所の給食は今聞かせていただきましたように、月1回のパン食、麺類、何かお誕生日会とかそういったときらしいですけれども、米飯給食を中心に進めていらっしゃるということは、管理栄養士さんの考えのもとにしっかりと実践していただきまして、本当にありがたいというふうにおっしゃっていただいております。自校式だからその場でつくる、調理場でその場でご飯が炊けるからできるんだと思いますけれども、非常に意識も高く頑張っていることでございます。引き続き、乳幼児にとっても、非常にアトピーとかそういったお子さんの中で安心して食べさせる1つの食材なんだなというふうにも思いますけれども。

学校給食についてのことは、非常にこの間から薄味になったと。子どもたちがちょっと、まずいという概念はどこからかわかりませんが、まずいと感じるということは薄味になれてない子どもたちが感じるんだと私は思っておりますけれども、やはりだしによる味つけというものの、薄味促進が本来の食材の味を感じ取れる、味覚についてもこれからはトレーニングをしていただかないといけない。積極的に実践していただいているなということについては感謝いたします。

米飯給食の方がやっぱり何かとメリットが多いという、そういう高い意識を専門家である栄養士さんとか保健師さんたちもそういう意識をお持ちであるということですが、今一番、学校給食でも新たに設けられたアレルギー対応食ですね。アレルギーに対応する食材としてもどうなのかなど。小麦アレルギー、パンの中に含まれている小麦です。それから脱脂粉乳や油脂、卵が含まれていますけれども、アレルギー対応食に米飯とパンはどちらがリスクが少ないのかと。保育所給食、学校給食にそれぞれお伺いしますけれども、そのあたりはどのような食材がやはりいいのかなというところをご説明いただきたいと思います。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。私の方からは保育所給食におけるアレルギー対応ということで、主にアレルギーの食品につきましては、卵、乳製品、エビ、カニ、それと小麦、落花生、パイナップル、魚についてアレルギー対応をしております。保育所におきましては、一人一人に合ったアレルギーの食材の除去で対応しておりますが、除去できない場合は代用食で対応しております。入所時の状況につきましては、主食の米飯についてのアレルギーの対象乳幼児はおりませんでした。月に1回のパン食については米飯で対応しております。

まず、アレルギー食品の卵でございます。卵のアレルギーの子どもは16名おります。卵を除去できない場合は、例えば、五目卵焼きについては豆腐ハンバーグに、マヨネーズについては卵を使用していないドレッシングに、また、肉だんご・ハンバーグについてはアレルギー用のチキンポークハンバーグなどの代用食で対応しております。

乳製品でございます。牛乳、乳製品につきましては、アレルギー者は6名おります。除去できない場合は、牛乳を麦茶に、乳酸菌飲料についてはオレンジジュースに、ヨーグルトについてはフルーツゼリーまたは、バナナ等に代用品として対応しております。

次に、エビ、カニでございますが、アレルギーにつきましては4名おります。基本は除去で対応しております。

小麦についてのアレルギーは、1名おります。うどん、パンの場合は米飯を代替として、ハンバーグなどのつなぎに使用している場合は片栗粉などを使うように対応しております。

落花生、パイナップルでございますが、アレルギー者は各1名ずつおります。除去で対応しております。

魚でございます。アレルギーにつきましては1名おります。自身魚で対応できない場合は、家庭より代替となるものを持参していただいております。保育所におきましては、食物アレルギーの有無を保護者との面談で確認し、医師による診断書とアレルギー指示書を提出していただきます。その診断書をもとに、保護者に献立による食品の確認をしていただき提供し、職員間、保護者ともアレルギーについての共通理解をしながら対応してまいっております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。学校給食センターにおきますアレルギー対応でございます。特にアレルギーを心配する食品についてでございますが、ピーナッツとそばにつきま

しては、現在、献立から除いており、給食では取り扱っておりません。また、昨年9月から新しい給食センターのスタートを機に、乳、卵、カニ、エビの食品が通常の給食の献立に含まれる日につきましては、これら4食品全てを除去したアレルギー対応食を希望者に提供しており、現在7名の児童・生徒がこの対応食を希望しております。

乳アレルギーの子どもにつきましては、希望により牛乳の提供をやめるとともに給食費の減免措置を行っております。この対応につきましては20名の子どもたちが対象となっております。また、このうち3名につきましては、乳抜きパンを希望しているところでございます。

また、小麦アレルギー、乳アレルギーの両方アレルギーのある子どもは3名で、パン給食の日には自宅より米飯の弁当を持参願っております。これらのアレルギー対応を行っている子どもたちには、食缶は他の子どもたちと分けて搬入を行っておりますが、食器につきましては同じ食器を使用するよう配慮も行ってまいります。先ほどの食品以外にアレルギーのある子どもたちにつきましては、保護者に毎月の給食献立表と食材の成分表をお渡しし、保護者に毎日の給食で食べられないものをご確認いただき、学校と連携を図りながら子どもたちがアレルギーのもとになる食材を食べないようにしていただくところでございます。

なお、米飯に対するアレルギーを持っている子どもは現在おりません。食物アレルギーにつきましては、全ての場合に対応するには難しい面もございますが、命に直結するものでもございますので、安全を最優先にいたしまして可能な対応を図っているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** アレルギー対応食、非常にご苦勞をいただいているということでございますが、米飯のアレルギーはいないということですね。米というのはそういうアレルゲンを持たないといっても、それは必ず100%そうではないかもしれませんが、これから米飯のアレルギーの方がまた葛城市で出てくるかもしれませんけれども、今のところ米飯のアレルギーの方はいらっしゃらないということですね。

給食センターで対応できないというアレルギー対応食は、今、ご飯なわけなんですね。だから弁当を持ってきてもらう、ご飯を持ってきてもらうということなんですけれども。米飯をふやしたらアレルギー食をとっている子どもも同じ食缶にご飯を入れて食べられると。人と違わないものを食べるということもそういった配慮にも近づけるということなんですけれども。感じ方はさまざまであると思いますけれども、今、本当に給食センターでアレルギーの対応をしていただいて、数名かもしれない、4,100食のたった何名かのアレルギーの対応食に神経を使ってやっつけていただいているということは、それだけ子どもたちに対しての教育面をしっかりとそこで守っていくという形にご配慮いただいていることについては高い評価をさせていただきたいと思いますが、感じ方はさまざまであろうと思いますけれども、パン食とご飯食も腹もちはいかかなものなのかなど。ご飯の方が腹もちがいいというような感想も出ているようでございますけれども、給食の時間からご飯を食べて、パンを食べて、夕食までの時間というのは相当な時間になるわけでございます。

学童保育も決して十分なおやつ、家へ帰れる子はいいんですけれども、学童保育で十分なおやつを与えてるかといったら、今はそうではないと。カロリーを補うだけのおやつは出してもらってないということでございますけれども、給食全体のことを考えましたときに、食べる側にとって、子どもたちが食べる側にとってどっちがいいのか。今度、食べさせる側にとってどっちがいいのかという問題なんです、それは費用の問題だと思います。

保育所給食と学校給食の米飯については、その必要性については葛城市の栄養士さんたちは米飯給食の推進という部分についてはどう考えていらっしゃるのか。でも、まず、費用面についてはどうなのかと。前も、以前私も食育推進の計画の中で1食当たりの単価を質問したことがありますけれども、今3回である米飯給食を4回にすることでどれだけの費用がふえるのか。これは、自校式でご飯を炊ければ、米を炊飯で炊いてもらう方が米飯は安いに決まってるんですけども、委託方式をとっておりますので、ご飯を炊いてもらうその費用が、委託料が高いわけでございますが、それであっても、もう一回米飯をふやすことについての費用はどのくらいふえるのかなというふうに思いますので、そのあたりも。それから米飯給食の推進についての見解、専門家の皆さん、栄養士さんたちの見解というのはどうなのかというところも2つあわせてお聞きしたいと思います。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。保育所におきましては、米飯給食の推進についての見解ということでご回答させていただきたいと思っております。

米飯につきましては、昔から日本人が食べている主食であることから、粒食なので腹もちがいいこと、ポストハーベスト農薬、収穫後に殺菌をする殺菌剤ということですが、その心配がないことなど食品の添加物は含まれていないため無添加であること、また、水分を70%含んでいるので食べやすさもあります。さらに、おかずは国産の農産物が主となり、どんな野菜料理や魚料理にも合い、季節感もあって郷土料理と合うなどの脂肪が少ない献立になること、また、日本の食文化を守り、食品自給率が上がり、農業を守ることなど米飯の利点が多いことから、保育所におきましてはほとんど米飯給食となっております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。ただいまの川村議員のご質問の、まず米飯給食を1回ふやすとどれくらい費用が上がるのかという件についてでございます。

米飯給食につきましては、奈良県内の学校給食センターのほとんどが委託方式で行っておりまして、本市も現在、民間委託を行っております。現在、給食センターでは週5日のうち3日を米飯に、2日をパンで提供しております。週にパン食から米飯に1回ふやしますと、年間の費用は約200万円程度の増額となりまして、さらに、この米飯に伴います和食メニューに変更するための副食費といたしまして更に年間約30万円の費用の増額が見込まれます。

次に、米飯給食推進につきましては栄養士の見解でございます。米飯はパン食に比べまして、かむ習慣が身につきますとともに満腹感も得られます。また、ご飯を中心に魚や肉などの動物性食品中心の主菜、野菜、芋、豆類などの数種類組み合わせた副菜、具だくさんのみ

そ汁で比較的簡単に栄養バランスがとれます。また、脂質の摂取エネルギーが増加しており、和食を大切にすることは健康な食生活の近道と言えると考えております。

学校給食では現在、米飯が3回、パンが週2回実施しておりますが、子どもたちの将来にわたる健康面を考えると、地元野菜等、地域の風土、気候に合った食材のよさを生かし、子どもたちがより食べることの大切さ、ありがたさを感じながら、楽しく、おいしく食する学校給食の実施について、米飯給食の拡充を図ることは大いに考えるところでございます。

和食は食材が旬に合わせて変わることや年中行事とのかかわりなどがございます。お正月のお節料理や雑煮、節句や地域の祭りなどの行事食などに地域の人が集まって食事の時間をともに過ごすことで家族や地域のきずなが強まることなど、行事と食事には密接な関係があると考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。本当に栄養士さんたちの見解は、米飯給食はやっぱりいいと、確実にいいという思いではいただいているようですね。年間230万円ふえるということでございますけども、今、県内でも週4回の米飯給食を実施しているのは天理市。今度、香芝市と広陵町がともに進める給食センターも週4回の米飯給食を実施予定されるということ聞いております。葛城市も今、新しい給食センターができたことにより2つの給食センターが1つになった。それにより経費が節減できるということであるなら、子どもたちの健康のために、これ以上、保護者の負担につながらないように、給食費に対しては市の負担で何とかできないものなのかなと。葛城市の子どもたちにはしっかりと食べさせると、これが市長のいつも言われている子育てしやすい葛城市になっていくことができるのであれば、これも将来の投資だというふうに思います。

全国にはいろんな市長さんがいらっしゃるんですが、新潟県の三条市の市長さんは平成20年に市民の方から1通の手紙をもらわれました。米飯給食の重要性についてこんこんと書かれたそのお手紙について、市長のそういった決断が完全な米飯給食につながったということでございますが、米飯給食になった委託代金の差額、ここも委託方式でされてるんですけども、市の負担でされたという事例がございます。自校式で炊けるのであれば何ら問題ない。逆に安くつくわけでございますけれども、米飯委託にしているということで費用もかかっていく。でも、葛城市にとってこれはもう今の段階ではずっと今後の課題でありますし、今の給食センターのままでしばらくいくわけですから、今後、ぜひご検討いただきたい。働く世代の子育てには非常に重要な部分を占めるということでございます。家庭でも、大人にも言えることですが、健康増進や食育推進に心がけるよい環境をまずつくっていくということ。私たちは葛城市の子どもたちが医療費の助成よりもまず病気にかかりにくい子どもたちの体づくりを、私たちはそういうふう願っておりますし、市民の皆さんも病気になるよりも元気でいてくださる方がいいに決まっていますし、健康な大人になってもらいたいものでございますので、ぜひ市長、このあたりのご所見をお願いしたいと思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 川村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。やさしい声で結構、市にハードなことをご提案いただいております。しかし、今、うちの保健福祉部長や教育部長が答弁を申し上げましたように、学校給食の中で米飯の優位性であるとか、米飯にすることによっておかげでバランスよく食べれるようになるとか、薄味の食事になるとか、結構いいことがたくさん言われております。1食ふやすということに対して、お米の料金が200万円とそれに対する副菜がパンに比べるとふえるので30万円ほどふえる。1食ふえると230万円。これは毎日ご飯食になると460万円になるというようなことですね。この今のお話を聞きながらあるお話を思い出しておったんですけども、これも私、テレビか新聞で確認をしたんですけども、高知県の南国市、ここは人口はうちとそんな変わらないところなんですけども、給食はセンター方式にして、ご飯だけは各教室で炊飯器で炊いているというようなところで、炊きたてのご飯をそのまま食べられるというようなことをやっておられました。

教育委員会と話をしながら、葛城市でとれたお米を子どもたちに食べさせることはできないのかということ、これはもう何年も前からちょっと議論をしてます。増田議員からもご提案もありました。ビタミンを付与しなければならないとか、検査をしなければならないとか、さまざまなハードルはあろうかなというふうに思いますけれども、できるならば葛城市の子どもたち、葛城市でとれたお米を食べてもらえるようにしていくことが一番いいんだらうなというふうに思いますし、それを、パン食を全部減らすのか1回減らすのか、そこはわからないですけども、子どもたちにおいしいお米を食べてもらえるように努力をしようということ、これは考えてまいりたいなというふうに思ってます。ただ、負担につきましては、ここが一番大事なところですね。負担につきましてはしっかりと、考えさせていただき、どのような形が一番いいのか、葛城市の財政のこともございますし、保護者の負担の問題もございまして、一番いい方法というものを模索しながら、できるだけ早期に検討してまいりたいというふうに思っております。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** 市長、前向きにご検討いただきたいと思います。さっき教室でご飯を炊くという、何か農林水産省の方からもそういった炊飯器の助成ですか、そんなんもあるようなことで私もちょっと調べてたんですけども、それについてはヒューズが飛ばへんかなとかいろいろ思うわけでございますけど、それとともに葛城市のお米をやはりしっかりと、特Aのいいお米です。おいしいお米が、地元のお米が食べれたら、地産地消という推進が大きく図られるわけでございますので、ぜひいろんな観点からこれからまたご検討いただいて、子育てしやすい、そういうイメージの給食をこれからやっていっていただきたいと思っております。よろしく願いたします。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。葛城市の医療提供の体制についてお伺いをいたします。

今、奈良県では地域医療構想という、医療機能の分化また連携をどのように進めていくのかを作成されていますが、その内容についてお伺いをさせていただきますとともに、これは市民の皆様から私がこの質問に至る経緯、それは葛城市の皆さんの思いというのは、葛城市

には大きな病院がない、ぜひ病院を建ててほしいというふうによく言われます。また、救急車で運ばれても、どこの病院に行くか不安なんです。遠いところに行く事例、私の母もこの間亡くなりましたけれども、遠い病院に運ばれました。それもなかなか1時間ぐらい搬送する先が、受け入れがなくて、1時間も自宅の前で待っていたそうでございます。それで直接に死に至ったわけではありませんけれども、そういう急性期の医療体制、葛城市民が受け入れてもらう急性期の医療体制というのはどうなのか。

今現在は充足されていても、これから10年、高齢者がどんどんふえていく中で、やはりこれから高齢者の皆さんも含めて不安を隠せない。どう頼ったらいいのかということですね。地元の開業医さんにまず診てもらいます。いろんな検査が必要ならば大きな病院に診てもらわなければならないことになっていきますが、そういった市民が受け入れてもらいやすい病院というのはこれからどのぐらい確保できるのか。救急車のこともそうです。遠い病院に搬送されないで近くの病院に搬送されていくというようなことをやっぱり市民の皆さんからそういうことを希望してるというふう聞いています。

本当に不安な声というのはそういった医療の問題で、3万7,000人の人口の中で市立病院を建てるということは困難であるということはおわかりますし、また、病院の誘致もなかなか難しい面もあるかと思いますが、これからの葛城市にとって今足りないものというのは何なのかというところを考えたとしたときに、高齢者もふえていく。そうですね、ちょっと余談になりますが、セレモニーホールなんかもつくってほしいですという声もお伺いしております。そういう市民ニーズというのにしっかりと耳を傾けていただいて、私たちもその声を運ぶのが私たちの仕事でありますので、安心して暮らせる葛城市にこれからどういった努力をしていただくのか。これは多分、市長しか答えられないかもしれませんが、これからの構想というのを、難しいところだと思いますけれども、どのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思っておりましたので、よろしくお願いたします。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 川村議員の質問にお答えをします。質問書を見てると市長しか書いてないので、担当部長が何も答弁をしないで、すぐ私に答弁という形になっておりますのでどきどきしてございましたけれども、医療体制の問題ですね。客観的なお話から申し上げますと、現在、奈良県の地域医療構想の中で、県全体で平成26年度現在でベッド数、病床数1万3,697床ありまして、これが国が示している方針で、奈良県の地域医療構想の中で必要病床数というものを定めておられます。この中で2025年、平成35年の必要病床数というのは1万3,063床ということで、これだけでも634床上回っているという形になります。また、葛城市が含まれております中和保健医療圏、この中で平成26年度現在のベッド数は3,639床で、同じく平成35年、2025年必要病床数は3,403床という形になって、これも236床上回っているというのは、まず基本的な状況ですね。これは何を申し上げたいかということ、なかなか新規で大きな病院を持ってきて建てるということは、この中和医療圏、奈良県もそうですけれども、非常に難しい立ち位置にあるというのが現状でございます。ただ、葛城市には市内には17の診療所、いわゆるお医者さん、町医者ですね、それと15の歯科医さんがいらっしゃるという状況の中で、葛城

市は大和高田バイパスが通ってますので、そういうのも活用したりとか、近隣に大きな病院が幾つかあります。大和高田市立病院であったりとか、御所市の済生会病院であったりとか、橿原市の奈良県立医科大学附属病院であったり、また、あのあたりで平成記念病院とかさまざまな病院がありますけれども、そこに行くまで市内から大体10分から15分ぐらいで行けるというような好位置にあるということですね。診療所がそれだけあって、どういう形で医療体制を整えていくのかということが課題になるのかなというふうに思います。

医療の場合は一次医療が診療所、そこからより高度な医療提供していただける、手術であったりとか大きな検査であったりとかということができるような病院、大和高田市立病院以上の病院というのを高次医療、二次医療、三次医療という高次医療というふうな言い方をします。それに加えてゼロ次医療というのが、概念が新たに最近では加わっていております。これは、各家庭で血圧や体重やそういうバイタルサインを毎日とっておくことですね。血圧、体重、あと最近では葛城市でも活動量計をお配りしたりして毎日の変化等を見てもらえるようにしておりますけれども、この3つのゼロ次医療、一次医療、それから高次医療、この連携が必要だと思います。

自前で大きな市立病院を持つことのできない、財政的にも含めて、この葛城市としましては、まず、地域医療の基本であるゼロ次医療を充実させること。住民の皆さん方に自分の体の状況を検査等を受けていただいて、また、活動量計を持っていただきながら日々の変化等をしっかりと見てもらうようにするというと同時に、地域の医師会の皆さん方、17ある診療所の皆さん方にかかりつけ医という形、地域の中で親しい病院をつくっていただく。自分とこの家族は、私は何々先生のところにかかっているねんというようなところをしっかりとつくっていくこと。そしてもう一つは、高次医療を提供していただける病院と葛城市が提携をしていくということが大事だろうというふうに思います。奈良県知事が医療構想を提唱されて、救急の搬送というものを一元化していくんだということで知事になられてからしてこられましたけれども、いつか、やっぱり前よりも搬送時間が長くなったとかということが起こりました。それは市内でも提携病院に入っていない病院には運べないというようなことがあったので、その解消をお願いしたりしましたけれども、ただ、市民の方から大字懇談会等で聞くのは、「いや、救急車が駆けつけてくれるのは早いからいいねん。そやけども、家の前で待っててなかなか連れていってくれへんやないか。どないしてくれるねん」というお話をよく聞きます。やはり、せっかく救急車が駆けつけてくれても、次に運んでもらえる場所がない。これが市民の皆さんの不安を更に募らせている。それが葛城市に病院をつくってほしいというところに直結してるんだらうというふうに思います。

このところいろいろと葛城市に近いところの大きな病院の関係者と、今、いろいろと打ち合わせをさせていただいております。できることならば葛城市民の救急搬送、これを受けていただけるようにというか、協定を交わしながらできるだけ早くその病院で診てもらえる範疇の内容であるならば受けてもらえるようにというようなことも含めて、葛城市民が安心をしてもらえる体制をいち早く構築していけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。それと加えて、この夏ぐらいから巡回市役所というものをやりますので、地

域の中に市役所が入って行って、一緒に保健師も入ってまいります。その中で体の調子等も相談できるように保健師も同乗させますので、しっかりとそこで健康相談、また、食事等の相談も含めてできるようにということと、今、これは決定ではないですけれども、あるスーパーと、これも協定を交わして移動市役所と同時にスーパーも一緒についていってもらって、そこで買い物ができるような体制もとれるようにしてまいりたいなというふうに思っております。

健康と食を同居させながら、そして地域住民の人たちが公民館まででも出て行っていただいて、いろんな方々と交流をしてもらえそうな状況をつくっていく。それでさらに、ICT化ということで、カルテを診療所と高次医療のところと共有化できれば、知らないから診れないとか、初めて、初診だからわからないじゃなくて、共有化をしながら患者のことがよくわかって受診ができる。救急の場合でも対応ができるような体制をどうやって構築をしていけるのか、これから考えてまいりたいというふうに思っております。

最後に、先ほどセレモニーホールのお話をいただきました。私もいろいろと市民のお声を聞かせていただきますと、これは老若男女というか、を問わず、「市長、ちょっとお葬式できる場所が葛城市内にないねん」というお話をよく伺います。「どうにかしてほしいねん」というお話も伺います。これは余りにも数が多いので、市でそういうものを保有することがいいことかどうかということも含めて考えていかなければならないですけれども、住民の皆さんの声がかなり多いということも踏まえて、どのようにしていくべきなのか。葛城市で建てて民間の方々にお任せをしていく方がいいのか、それとも民間のそういうところを誘致できるのかということも含めていろいろと検討してまいりたい、前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 川村君。

**川村議員** 市長、ありがとうございます。ゼロ次医療に関しては、本当にいろいろと取り組みを始めていらっしゃるということのは、今までの経過もいろいろとあったと思いますし、また、これからも移動市役所を通じて、また、保健師さんに同乗していただいて市民の皆さんの健康管理に努めていただく。まず病気にならないということを進めていただいて、これについては本当に葛城市は非常に活発に進めていただいていると思います。今、今回の私の質問の一番のポイントだった、救急のとき、急性期において病院との連携というものに対して非常に不安な状態であるということでございますので、ぜひ、救急体制についてはこれからもご検討、そして地域連携をとっていただきたいということを切に希望させていただきます。

ICTを利用して、ICTを使う必要性が迫っていると思いますので、これから市民の皆さんにそういった新しい機器を使って、ぜひ市民サービスにつなげていただきたいと希望いたします。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

**赤井議長** 川村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時30分

**西井副議長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

**吉村議員** ただいま議長の許可を得まして、これより私の一般質問をさせていただきます。

今回は3点お伺いします。

まず、地域活性化事業「新道の駅事業」について。2問目は国鉄・坊城線事業について。そしてサテライト事業についてをお伺いいたします。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、質問に入らせていただきます。

今年の秋オープンに向けて建設が進んでおります「新道の駅事業」についてですけれども、そのランニングコストについてこれより伺ってまいりたいと思います。

まず、道の駅かつらぎにおける指定管理の範囲、また、指定管理委託料の支払いの有無について改めて確認をさせていただきたいと思います。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま吉村議員のご質問がございました、新道の駅の指定管理の範囲でございますが、地域振興棟、駐車場、道路情報棟、多目的広場の3万3,000平方メートルの範囲であります。また、指定管理委託料につきましては、葛城市道の駅かつらぎ指定管理運營業務基本協定第24条におきまして、指定管理料は支払わないとされております。

以上でございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 答弁ありがとうございます。地域振興棟、駐車場、それから道路情報棟、多目的広場の3万3,000平方メートルの範囲であるということ。ということは、当初、一体というように言われてました後ろの公園、いわゆる吸収源対策公園緑地事業のこの部分は指定管理外ということになりますね。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの吉村議員のご質問についてお答えさせていただきます。

これまでの道の駅に关します答弁等におきましても、先ほど産業観光部長が申しました3.3ヘクタールの道の駅部分、5.5ヘクタールの吸収源対策公園緑地事業で実施しております寺口・太田地区の公園、これらにつきましては別の事業であるというご説明をさせていただいているところでございますが、維持管理につきましても別個のものというふうに考えておりました、寺口・太田地区の公園部分の管理につきましては市の方で実施する予定でございます。

ます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** それはちょっと後で伺いますけれども、また指定管理料は支払わないというのは先ほどの答弁にありました。その施設の維持管理費についてですけれども、これも確認しておきたいのは、地域振興棟、道路情報棟、多目的広場等、清掃等の維持管理費については、道の駅かつらぎ側の経費ということでよろしいのでしょうか。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまの吉村議員の質問でございます。

施設の維持管理費につきましては、言われてるとおり、全て道の駅かつらぎが経費として計上されておられます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** では次に、成果部分についてお尋ねしたいと思います。成果部分につきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書内にうたわれていますけれども、これによりますと純利益の30%というふうになっていますけれども、そのことについてもちよっとお伺いしておきたいと思います。確認で。

**西井副議長** 産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまご質問ありました、道の駅かつらぎにおけます成果配分でございます。

これにつきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定第27条におきまして、株式会社道の駅かつらぎは当該事業年度決算に基づき、葛城市に対し成果配分として支払うものとするとなっております。ただし、株式会社道の駅かつらぎの決算時における内部留保資金が当初の資本金相当額に達していない場合は免除することができるとなっております。また、成果配分の金額につきましては、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務年度協定第4条におきまして、事業総収入から事業総費用を差し引いた税引き後の当期純利益の30%とするとなっております。

以上でございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 私は12月議会のときに利益配分がわからないと。市民に不利益を与えるかもしれないから反対しますということで反対させてもらったんですけれども、この30%という、これの根拠、なぜ30%に至ったのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまの成果配分の30%でございます。これにつきましては、道の駅かつらぎにおけます成果配分額の決定につきましては、現在、葛城市新在家で稼働しております株式会社農業法人「當麻の家」が農畜産物処理加工施設の成果配分として市の方に支払っていただいております。それにつきましては、税引き後の純利益額の30%と協定書の方でさせていただいており、これをまた参考、そしてまた、道の駅かつらぎの指定管理の公募におきま

て、道の駅かつらぎから提案された収支計画書等を考慮させていただき、30%とさせていただきます。

以上でございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** これ、年度計画ということで今年は30%、それから、5年契約ですから5年間はこの30%でいくということになると思いますけれども、これは6年目からもこの30%という数字は変わらないんですか。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 今、基本計画書、基本協定におきましては5年間分の基本協定とさせていただきますまして、6年目以降については今後の協定となるんですけれども、その節にまた協議はさせていただきますんですけども、基本の筋はこれをもとにした形の考え方になると思います。

以上でございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 30%といっても利益が上がったときで、赤字のときは減免ということですよ、ずっと。それはいいですけれども、次に、吸収源対策公園緑地事業部分で先ほどちょっとお話が出ましたけれども、その指定管理外ということで市が管理するということになりますけれども、この道の駅がなくてもこの事業はするということだろうというふうには思いますけれども、前に道の駅がある以上、草刈りとかまめにしないとよく目立つところですから、かなり費用がかかると思うんですけれども、その年間の管理費については、大体おおよそで結構ですから、どれぐらい試算されておられますか。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 道の駅の背後地に当たります吸収源緑地事業で実施しております寺口・太田公園、こちらの方の管理についてということでございますが、現在、公園の方も整備中でございます。整備直後にそういった維持管理行為というものがどの程度まで必要になるのかということも含めまして、今後のどのレベルで管理していくかという検討を行っていかないといけないというふうに考えているわけございまして、今後の予算編成等、そういった時期においてまた検討していくことになるというふうに考えておまして、現時点で概算の費用がどれぐらいかという数字につきましては、ちょっと持ち合わせておりません。今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 経費がどれぐらいかわからないということですけど、先ほども言いましたけれども、道の駅の後ろの部分ということで、本当に草刈りをまめにしないといけないと思うんですよ。それと、株式会社道の駅葛城が施設として公園を利用しようということも集客のために出てくると思うんですけれども、そういうことはないと思っておいでいいんでしょうか。あれだけの公園をやっぱり集客のために何かで利用しようということもこれから考えられると思うん

ですよ。そのときの費用というのは、やっぱりこれも維持管理じゃなくて、その施設については市の負担ということになるのでしょうか。

**西井副議長** 市長。

**山下市長** 吉村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今後、どのような形で道の駅の方からも相談があるかもわかりませんが、基本的には市が管理をする公園という形になりますので、ただ、それを集客に使うということになった場合どうしていくのかということは、また今後検討していかなければならないとは思いますが、どのような形で使っていくのか、まだ今のところ未定でございますので、仮定の話はできないということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** いろいろ経費のことをお尋ねしましたがけれども、先ほど言いましたとおり、赤字の場合は払わない。黒字になった場合に純利益の30%ということになりますけれども、これ、頑張っていたら黒字に早くしていただきたいんですけども、例えば、赤字が続いたとして、このままでいって法人税、先に法人税、10年先と思いますけど出てきます。それから、そういうときに法人税とか上下水道料金、これの減免にするということは絶対はないというふうに確約は願いたいと思うんですけども、市長、これはいかがでしょうか。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 運営に係る費用というのはその会社の運営費ということでございますから、こちらに払っていただくというのが筋でございます。そのように進めてまいりたいというふうに思っております。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 確約いただきましてありがとうございます。それと、皆さんご存じのように、まほろばキッチンですけども、これは旧の県立の耳成高校跡地に建ってるわけですね。ですから、年間に県の方に、これは賃料として約3,000万円が支払われています。そのうちの約710万円が固定資産税として榎原市の方に支払われているということなんですけれども、葛城市の道の駅につきましては、賃料も固定資産税も支払わないということになりますと、せめて固定資産税に見合う分ぐらいは賃料としてとっていただきたいなというふうに思うんですけども、そのことについては市長はどのようにお考えでしょうか。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 今回、まほろばキッチンと一緒に比較をされてると思いますけども、先ほど池原部長も答弁いたしましたように、「當麻の家」と比較をしながら進めさせていただいておるところでございます。同じような直売というようなところも持ちながらやっておりますので、そこを参考にさせていただきながら進めさせていただいておるところでございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 参考にする方は「當麻の家」ということですが、広い土地を葛城市で買いました。施設も全部葛城市がしてますということになりますと、やはりこれぐらいの、本当に固定資産税も払わないんですからそれぐらいの賃料を取るべきだと。それで市民の理解を得るべき

だというふうに私は思いますけれども、「當麻の家」と同じ方向ですというお答えでしたので仕方ないですけれども、今後は先ほど言われました法人税、上下水道の減免を絶対に行わない、それだけでも確約はいただけたというふうに思っておきます。

次に、国鉄・坊城線についてお伺いします。まず、この事業の進捗状況についてお尋ねします。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問についてでございます。

国鉄・坊城線の進捗状況ということで、現在の用地買収の状況につきましては、全体の状況として62%の買収率というふうになっているところでございます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 全体で62%ということですが、国鉄・坊城線の道路部分において東側部分の工事が未着手のように思われますけれども、このあたりの進捗状況はどうなっているのでしょうか。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 国鉄・坊城線、道路部分東側の未着手の箇所についてでございますが、用地境界等で合意が得られていない箇所があるということと、代替地のご希望に係る地権者間の調整に時間を要していることなど、さまざまな要因で進んでいない状況でございますが、解決策につきまして、例えば法務局などと協議を行うなどしまして、用地買収が少しでも進捗できるようにさまざまな方法を検討、調整しているといった状況でございます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** そうしたら、架道橋の部分、道の方はまだ買収が済んでいないところがあるということで遅くなっているということですが、架道橋部分についてこれからどのようにされようとしているのか、その部分もお聞かせください。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** J R 架道橋部分の状況につきましてですが、工事に関連する用地の買収が完了いたしましたことから、架道橋工事に着手できる状態となっております。現在、J R の方と工事着手に向けた調整を鋭意行っているところでございます。地元への工事内容説明等準備を進めまして、できるだけ早期に工事着手できるように J R とともに調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** すぐにでも取りかかっていたいただけるような雰囲気なんですけれども、ちょっと気になりますのが、架道橋建設に当たりまして、3年前からでしょうか、その建設に必要な資材が放置されている、そういう言い方はあきませんね。ずっと置いてあります。それを即工事に使えるのかどうかですね。素人目に見ますと風雨にさらされているわけですから何か不具合があるんじゃないかなというふうにも感じますし、当然、使うに当たりましてはプロの方がいる

んな検査をなさって大丈夫ということとされるというふうには思うんですけども、その検査の結果、もし資材を交換するということになりましたら工期にも影響するでしょうし、予算の部分にも影響を与えるというふうには思うんですけども、その点はどうなのでしょう。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** J R 架道橋工事に使用する資材が現在、仮置いている状況でございますが、その材料に関するご質問かと思えます。

仮置き期間につきましては、2年程度現地の方に仮置きしている状態でございます。現時点では使用には特に問題はないというふうに考えているところでございますが、当然のことながら工事に使用する部材ということで、そういったものの健全性というものを確認するための材料点検等を行った上で工事に使用する予定というふうに考えているところでございます。また、そういった場で不具合が発生した場合について、当然のことながら工期ですとかそれを交換するための費用、そういったものが発生する可能性も否定はできませんが、そういったものはまた工事を委託します J R の方と協議を進めながら進めていくというのが現時点でお答えできる答えかなというふうに思っております。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** これ、そうしたら協議するということは、もしかしたらこちらで費用を払わなければいけないということになるんですか。

**西井副議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** そこはあくまで協議の結果ということになるかと思えます。今、現時点でどちらというふうなお答えはちょっとできかねるところかと思えます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 副市長は前からかかわっておられるからこの点は同じですか。経費の面は。こちらの勝手に置いてるわけですので、もし、これに不具合があって、工期が延びたということは。そうではないんですか。

**西井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまご質問の仮置きの材料を架道橋の東側の土地に置いてるわけでございます。これにつきましては、J R が工事着手のための資材を搬入してきたということでございまして、その中で市の方も用地交渉がおくれていたのも事実でございますが、その点につきましては葛城市に負担がないよう J R に求めていくということでございます。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、材料に不具合が生じた場合葛城市は支払わなくていいということですよ。そういう答えでした。J R の方に求めていくということは。違いましたか、ごめんなさい。

**西井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** 今、仮置きの期間で、先ほど部長が申しましたように、使用は問題ないという双方考え

ておるわけですが、やはり昨今、材料の問題等に不具合があってもということでJRとしては点検をいたすということですが、費用発生するという話になれば、JRの方に葛城市に負担のないよう強く求めるということですが。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 今の答えの段階では強く求めるで、確定ではないということになるのでしょうか。できるだけ、今、上がってます継続費の総事業費9億5,356万9,000円より上がらないように努力願いたいというふうに思います。先ほど言われました東側の道路が未着手ということですが、地元の人にとってはやはり東側の道路を早くしてほしいという希望がかなり高いんですね。ですから、大和高田バイパスのアクセスもかなりよくなりますので、ぜひこれは条件が整い次第、並行してでもあれですけれども、先にしていただきたいなということをここで要望しておきたいというふうに思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 東側の工事未着手部分につきましては、しっかりと用地買収、また問題解決に向けて努力をしてみたいし、1日でも早く工事着工できるように努めてみたいというふうに思っております。また、最近、「山下市長、市議員のときにはここに反対してたのに、急ぎのひらを返して市長になったらこれを進めてるじゃないか」というようなこともまあいろいろと言われているようでございますので、この件についてちょっとだけお話をさせていただきますと、もともと14億円程度かかる経費であったものが、40%の補助金で市の負担が8億4,000万円程度であったものを、それを55%と合併特例債を入れて市の市民の負担を2億1,000万円程度にさせていただいたということですが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** ただいまの市長の答弁については、私、質問してないんですけども。

次に、サテライト事業についてお伺いします。

忍海集会所、それから寺口公民館、それからゆうあいステーションで今実施されていますサテライト事業ですけれども、これのそれぞれの区別の各種証明の発行件数、それから健康支援事業、それから買い物支援事業の利用状況とその経費についてをお伺いしたいと思います。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。私の方から健康支援事業、それと買い物支援事業について年度ごとにご説明させていただきたいと思っております。

サテライト市役所おたがいさまサポートハウスは、市民にとって身近な施設である公民館、分館や集会所などに市役所機能の一部を持たせ、各市民サービスを提供することにより市民が気軽に集まることから居場所づくりを行い、コミュニティの再生のため市民自身が地域運営にかかわり実践する自助共助型社会を実現する事業となっております。

それでは、まず健康支援事業におきましてご説明をさせていただきます。

おたがいさまサポートハウスの中で健康支援サービスをゆうあいステーション及び寺口ふ

れあい集会所で実施しております。また、平成27年6月15日からは忍海集会所でも実施しております。同時にゆうあいと新庄健康福祉センターとテレビ電話を通じて保健師が健康相談に応じております。内容といたしましては、市民の皆様の日々の健康データを登録しチェックができるようになっております。管理項目として血圧、体重、体温、歩数、BMI、体脂肪率、内臓脂肪率を計測しデータ登録ができる仕組みとなっております。また、関連したコミュニティイベントといたしまして、平成28年度5月に健康イベントを実施させていただき、参加者の過去1年間の活動量計のデータを表にして手渡し、奈良県立医科大学の教授より説明をさせていただきました。

利用状況といたしましては、平成26年度のおたがいさまサポートハウスは、ゆうあい、寺口集会所2カ所で行っております。モニター数は220人、利用者は延べ2,723人でした。事業費は338万5,152円、うち人件費は217万541円で、事業費に対する人件費の割合は64.1%でありました。

平成27年度のおたがいさまサポートハウスは、ゆうあい、寺口集会所に忍海集会所が加わり3カ所で行いました。モニター数は583人、利用者は延べ7,023人でした。事業費は876万2,720円、うち人件費は344万9,450円で、事業費に対する人件費の割合は39.4%です。

平成28年度は、平成27年度同様、3カ所のおたがいさまサポートハウスを継続して運営しております。5月31日現在のモニター数でございますが、548人、利用者は延べ1,155人です。事業費は予算ベースではございますが845万400円、うち人件費は361万2,000円で、事業費に対する人件費の割合は42.7%でございます。

次に、買い物支援事業でございます。買い物支援事業におきましてもおたがいさまサポートハウスにおきまして、健康支援サービスともどもゆうあいステーション及び寺口集会所で実施しており、平成27年6月15日からは忍海集会所でも実施しております。事業内容といたしましては、タブレット上でモニターのカードをかざすだけでIDやパスワードを入力する間もなくログインができるという方法で、購入したい商品を選べる画面を見ることができる仕組みとなっております。午前中に注文するとその日の夕方には商品が届くという内容となっております。利用状況と経費でございます。平成26年度おたがいさまサポートハウスにおきまして、ゆうあいと寺口2カ所で行っております。モニター数は220人、利用者は延べ78人でした。事業費につきましては306万1,440円、うち人件費は229万2,365円で、事業費に対する人件費の割合は74.9%です。

平成27年度でございます。おたがいさまサポートハウスはゆうあい、寺口集会所に加えて、これも忍海集会所も加わり3カ所となっております。モニター数は583人、利用者は延べ59人でした。事業費は541万3,400円です。うち人件費は298万6,091円で、事業費に対する人件費の割合は55.2%でございます。

平成28年度におきましても平成27年度同様、3カ所のおたがいさまサポートハウスで継続して運営しており、5月31日現在のモニター数は548人、利用者は延べ9人です。事業費は予算ベースで534万9,400円、うち人件費に係る経費は324万円で、事業費に対する人件費の割合は60.6%でございます。おたがいさまサポートハウスにおける健康支援事業及

び買い物支援事業についての内容をご説明させていただきました。

以上でございます。

**西井副議長** 異市民生活部長。

**異 市民生活部長** 市民生活部の異でございます。ご質問いただいているサテライト事業の利用状況及び経費につきましてお答えさせていただきます。

現在、寺口ふれあい集会所、ゆうあいステーション、忍海集会所の3カ所でサテライト市役所として市民サービスコーナーにて住民票と印鑑証明の発行業務及び相談業務を実施しています。発行実績といたしましては、平成25年度で170通、平成26年度で362通、平成27年度で613通と年々増加傾向となっております。相談業務につきましては、平成25年度で35件、平成26年度で68件、平成27年度で20件となっております。内容としましては住民異動、市のイベント、施設、観光に関する相談等がございました。また、経費面でございますが、主に嘱託職員等の人件費、電動契印機等の購入費として、平成25年度で約538万円、平成26年度で918万円、平成27年度で約800万円となっております。

以上でございます。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。それから、本年度800万円の予算で市民サービスカーについても購入ということで、先ほど午前中の質問で今年の夏ぐらいから巡回しますという話もされていましたが、この市民サービスカーの運用についてお聞かせいただきたいと思っております。

**西井副議長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。ただいま吉村議員の方からご質問いただきました市民サービスカーの運用についてご説明させていただきたいと思っております。

市民サービスカー事業につきましては、大型のワゴン車に住民票や印鑑証明の発行等の市役所機能を持たせて市内の拠点を巡回するというものになっておりまして、それによって住民の方の行政サービスにアクセスするためのコストを下げるであるとか、行政サービスに対する障壁を下げるということで効率的、効果的な行政サービスの提供につなげるということを目的として今年度より実施させていただく予定であります。あわせて、その市民サービスカーにおきましては保健師の方が同乗することになっておりまして、巡回先での健康データの採取であるとか健康指導等健康づくりに対する支援を行うことができるほか、定期的に市民サービスカーが拠点の方に来訪することになりますので、そういった折を見て地域住民が集まる機会が形成されて、地域のコミュニティの活性化にも期待できるものと考えております。その他、市民サービスカーにはWi-Fi通信機能であるとか大型ディスプレイを搭載する予定としておりまして、大規模災害時の通信手段の確保や被災状況の発信、市の広報といった多分野での利用が可能なものにしていく予定としております。

ご質問の運用についてですけれども、現在、導入に向けた準備を進めているところでございますけれども、その運用についてはやはり地域を回っていくということになりますので、地域の方と協議を重ねてどういったところに支援が必要かということも協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。今、いろいろ聞かせていただいたんですけど、このサテライト事業についてはこの3カ所で行っているのは、本当にこれだけの人件費を使って費用対効果が出てののかというふうな思いです。それと今、この市民サービスカーができるのであれば、これ、もうサテライト事業は必要ではないのではないかなというふうに私は思っています。特に各種の証明書発行につきましては、利用者が希望するのは夜間とかお休みの日ということになりますので、できたら市民窓口を週に1回でも8時までとか、例えばですよ、そういうふうな形で限定してする方がぐっと効率的だというふうに思いますし、これからは、マイナンバーカードを利用すればコンビニでしますよという話も出てますので、ますますこういったことは必要じゃなくなるのではないかと。これだけの経費を使ってする必要があるのかなという思いがしています。その点について市長にお伺いしたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** サテライト及びICT街づくりについて幾つか誤解も、理解をしていただいていない私の説明不足もございますのでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、ICTが要るか要らないかという議論がまずありますけれども、私はICTは今必要だろうと。なぜやっていかなければならないのかということでございますけれども、まずは経費節減ですね。自治体クラウドを入れることによって7つの自治体で37業務、毎年1億円の経費の節減というのがこれでできました。ICTじゃなければ広域的にこういうような形ができなかったというようなこともございます。それでいろんな情報を同じベースで使えるようになったということがベースになると、これが一番最初に取り組んだことでございますけれども、サテライト型のまちづくり構想の目的としては、1つは井戸端をつくる。これはコミュニティの再生ですね。昨今、東日本大震災のときには、きずなということがキーワードになりましたけれども、5年たってくるとやっぱり個が目立ってくると。やっぱりそれよりも地域の中でコミュニティをしっかりと再生させることによってお互いに気を使い合える地域をつくっていく。子どもからお年寄りまで集まれるような場所づくりをしていく、井戸端をつくっていくということが大事だろうと。それが住民の幸せにもつながっていくし、ひいては自治体の経費の節減にもつながっていくというようなことを考えた。

もう一つは利便性の向上であります。今、吉村議員が提案をしていただいた市役所の時間を延長してというのはこの利便性のところだと思います。利便性のところだけを取り上げれば、確かに延長するとかほかのところでもとれるようにするとかということが大事なのかもかもしれませんけれども、やはり利便性、ちょっと離れた場所においても市役所機能を享受できるということと、買い物の支援ができるようにするということと、健康づくり、自分たちが健康で長生きできる健康寿命を延ばしていくということも含めて、こういう拠点をつくりながらやっていくべきではないのかということを考えて、ここ数年動かさせていただきました。ただ、今、先ほどから吉村議員がおっしゃったように、3カ所の拠点と市内の巡回の移動市役所というのを同時にしていくというのは経費の無駄じゃないかな、それは恐らくそんなとこ

ろもあるだろうと思います。

ゆうあいステーションはみんながたくさん集まってこられる場所ですので、そこで市役所機能であったりとか買い物をする、健康づくりを支援していくということは理にかなっているところもあると思います。それ以外の例えば寺口、また忍海集会所等、もう一度中身を見直しながら、ただ、忍海に関してはうちの職員が常駐をしておりますので、市役所機能の延長という形で見ていくとそのまま置いておいた方がいいのかもしれませんが。寺口に関しては移動市役所が始まればそちらの方にかえていく方がいいかもしれませんがし、どのような形が地域の実情に合ったやり方なのかということは今後検討していきたいなというふうに思っております。

何にしる、今年初めて市内に市民サービスカーというものを走らせます。午前中にも言ったように、なるかどうかわからないですけども、スーパーと協定を交わしながら移動市役所と同時にスーパーも一緒にその場所に行くということになれば皆さんが集まりやすい状況ができる。そこでいろんな、保健師が同乗して健康相談をしたりとか、今度これからつくるご当地体操、そういうものを広めていくとか、さまざまな相談に乗っていくような移動拠点というのできるということで、そちらの方が利便性が向上するというのであればそちらを伸ばしていく、そちらに収れんをしていくという形はあるだろうというふうに思っております。いかんせん、ここ3年間やってきた結果を踏まえて、やらなければどういうことかわからなかったところがございますけれども、やってきた結果を踏まえて更に皆さんに使い勝手のいい形で整備していけるように、またいろいろとご提案をいただいております夜間、土曜日、日曜日、これはまたうちの職員の時間等もどれだけふえていくのかということも考えていかねばなりませんので、そのあたりは検討をするというたしまして、住民にどういう形でサービスを提供できるのかしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

**西井副議長** 吉村君。

**吉村議員** 市民の人が夜間という希望する中には、サテライトがありますよと、寺口にもありますしとかいって説明を受けたそうなんですけれども、じゃあ寺口のどこですか。市役所は場所はどこにあるかわかりますけれども、寺口はどこですか、忍海のどこはどこですかという方も結構多いらしいんですね。そうするとやはり、証明書に限って言いますと、証明書というのはしょっちゅう要るわけではないですよ。年に数回あるかないか、全く要らない人もいる。その数回やるんだったらもう庁舎があるんだから庁舎へとりに行っても、私は別にそれはそんなに広い市じゃないので、そのときにはそれでいってもいいのではないかと。本当にこれだけの人件費、先ほども言いましたけれども、人件費を使ってするだけのメリットがあるのかというのは本当に思っています。人が集まるというのを主という話もありますけれども、これからその市民サービスカーを利用するんでしたら、その運用をもっとしっかり考えて、800万円もかけたんだから、ひと月に曜日とか日を決めて、第何週目の何曜日はどここの大字に行きますとかいうふうに決めて、そこから始めるのも私は1つだというふうに思うんですよ。やはりこれだけ3年間しての結果でこれから考えるという話もありましたけれども、例えば寺口でやりましたが、寺口の人にはそれは便利かもしれませんが、

わざわざ寺口のあの坂を上がって高齢の方は行かれないでしょうし、そういうこともあってこれからもっとどうすれば経費を節約できて効率の上がる市民に便利にすることができるのかというのをもっと真剣に考えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。それだけです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

**西井副議長** これにて吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

**藤井本議員** 私の一般質問は2点でございます。

まず、葛城市が締結、現在しています協定というものについて。2番目がファシリティマネジメントの結果を受けた今後の各施設の活用についてというものでございます。先に申し上げておきますけれども、非常に答弁をしていただく方の数が多いかと思えます。ほぼ全部署の方の答弁になるかと思えますので、簡潔にスムーズに時間が進みますように先をお願いしておきたいと思えます。

質問は質問席で行わせていただきます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それではまず1点目、葛城市が締結している協定というものについての質問を行います。朝からのこの一般質問だけでも川村議員の質問でしたか、市長の答弁の中に病院との協定とかスーパーとの協定というような言葉も出てまいりました。今、そういうことも含めまして、それは今後のことですけれども、今現在、葛城市が締結しているさまざまな協定、いわゆる災害協定とかいうのが皆さん耳によくされるわけですけれども、いろいろな人事的なもの、観光的なもの、いろいろあるかと思えます。まずその種類と相手先について各部署別に種類別にお答えを求めたいと思えます。

**西井副議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画部の協定締結でございますが、学術機関との連携につきましては、平成23年に関西大学と包括的な連携のもと、子ども・若者育成支援及び地域活性化全般分野での協定を締結いたしております。平成27年に奈良学園と双方が有する資源や機能の効率的な活用を図る連携協定を締結しております。企業につきましては、平成27年にリコージャパンと住民へのサービス向上と地域活性化のため協定を締結しておるわけでございます。

民間企業の職員の受け入れに関しましては、今年度、リコージャパン、東洋アルミ、フューチャー・コミュニケーションズが実務研修員として職員の資質向上、民間活力の導入のため、受け入れに関する協定を締結しています。

以上でございます。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。よろしく願いいたします。それでは、私の方からは総務部関係の協定等についてご説明いたします。

最初に、災害協定関係につきまして、まず国等の相互応援といたしまして、平成20年に全国青年市長会と食料や生活必需品、救援活動、職員派遣などについて、平成24年には国土交通省近畿整備局と情報の収集提供、職員派遣、災害用機械の貸し付けなどについて、平成27年に奈良県全市町村が参加し、職員の派遣、避難所施設の提供やあっせん、食料、生活必需品等の提供についてそれぞれ協定等を結んでおります。また、企業の物資協力としまして、平成21年に奈良県農業協同組合と米等の食料や飲料水について、平成22年にはNPO法人コメリ災害対策センターと日用品、冷暖房機器、電気用品等について、また、同年にダイドードリンコ株式会社と災害ベンダーによる飲料水について、平成24年には市民生活協同組合ならコープと食器類、雑貨類等の提供についてそれぞれ協定を締結しています。

次に、企業の協力関係としまして、平成21年に葛城市建設業協会と建築資機材について、平成23年には奈良県電気工事工業組合と電気設備の応急復旧について、平成24年には学校法人奈良学園と広域避難所の提供について、平成25年には社会福祉法人特別養護老人ホーム当麻園を初めとする4カ所の福祉施設と災害発生時における福祉避難所について、平成26年には新庄郵便局を初めとする市内外の郵便局6カ所と災害時の道路構造物破損等の情報提供について、平成27年には日本建築家協会と被災建築物の建築相談や被災認定調査の技術支援などについて、また、株式会社アンズコーポレーションと奈良工場の被災場所提供について、また、葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合とは災害時の一般廃棄物の収集運搬についてそれぞれ協定を締結しております。

続きまして、消防関係につきましては、平成8年に大規模または特殊な災害が発生した場合における防御等について、消防本部を設置している市町村と奈良県消防広域相互応援協定を、また、平成26年に金剛・葛城・生駒山系の林野火災を防御するため、大阪府下と奈良県下の関係自治体16市町村と2消防組合による阪奈林野火災消防相互応援協定を、また同年に本市及び香芝市に接する林野火災を防御するため、大阪府下と奈良県下の関係自治体6市町と2消防組合による阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定をそれぞれ締結しております。

以上が総務部所管の協定状況でございます。

**西井副議長** 異市民生活部長。

**異 市民生活部長** 市民生活部の異でございます。市民生活部から廃棄物関係の2つの協定書についてご説明させていただきます。

まず1つ目は、平成18年に締結している災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ処理に関する相互応援基本協定書）で、不測の事態等により一般廃棄物の適正処理が困難となった際に応援するというもので、県内12市及び香芝王寺環境施設組合がお互い協定を締結しています。もう一つは、平成24年に締結している奈良県災害廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定書で、災害発生時に県内で発生した災害廃棄物等の処理を円滑に実施するためのもので、奈良県、県内市町村、一部組合がお互い協定を締結しています。

以上でございます。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。私の方からは保健福祉部の所轄の締結について、

協定について説明させていただきます。

平成28年度に障害者支援区分判定審査に係る各関係市町、葛城市と広陵町の1市1町の間で負担割合を決めるための障害支援区分判定審査共同設置規約に関する協定書を締結しております。平成24年度におきましては、障がい者の虐待防止として一時保護のための居室、シェルターを確保、提供するために、障がい者虐待等における居室確保に関する協定書を5市2町1村、大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町、高取町、明日香村との間で締結をしております。平成27年におきましては、疾病等により家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児、児童を受け入れるための大和高田市病児保育事業利用協定書を大和高田市と締結をしております。平成13年度には保健福祉医療の充実に向けた事業への協力や緊急に医療を要する、必要とする場合における優先的な受け入れ体制を確保していただくために、済生会御所病院と協定書を締結しております。

以上でございます。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。産業観光部としまして所管いたしまして、平成27年度におきまして、一般社団法人日本自動車連盟奈良支部と観光情報登録システムの利用に関する協定を締結させていただいております。また、平成28年度におきまして、株式会社農業法人「當麻の家」と葛城市農畜産物処理加工施設管理運営業務に関する基本協定書並びに年度協定書、また、株式会社道の駅葛城と葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書並びに年度協定書を締結させていただいております。

以上でございます。

**西井副議長** 川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願いいたします。

上下水道部の水道課では、平成9年に奈良県と県内市町村と日本水道協会奈良県支部により水道災害時相互応援に関する要綱が作成され、これに基づく協定を締結いたしました。また、平成15年には奈良県日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会等及び県内市町村の計42水道事業体等により奈良県水道災害相互応援に関する協定を締結いたしました。これらは水道事業体の相互間で行う応援活動であり、市内において地震、異常湧水等による水道水の不足が生じた場合、被災水道事業体から県または県支部長へ応援要請し、次に県または県支部長からの要請により相互に応援協力することになっております。また、他の都道府県または日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも、県または県支部長の要請に基づき、県外にも応援協力いたしますし、県外からも応援を受けることができます。

以上です。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 各部署からたくさんの協定についてご説明をいただきました。全てを筆記することではできませんでしたが、聞いておられる皆さん方もこれだけになるんだなという感想は持たれたであろうかと思えます。これ全てを問うていくのは時間的に無理なので、何点かもう少し詳しく教えていただきたいという部分についても、それも簡単に質問させていただきたい

というふうに思います。

一番最初、全体として災害時の何かあったときの協定というのが全般的に多いわけですが、どこでしたっけ、総務部でしたね。部長が答えられた。災害の協定で全国青年市長会か、との協定がありますというようなご答弁もございました。今までどうやってきたんやという長い歴史は抜きにして、最近、熊本地震というのが発生しております。こんな中でその協定に基づいてどういうことを葛城市はしたのかということをお答えください。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。ただいまのご質問でございますが、本年4月14日に熊本地震が発生いたしまして、葛城市といたしましては、本市に保管しております物資のうちブルーシートあるいは非常食、それと土のう袋等の不足ということ宇土市の方からお聞きしまして、青年市長会の方を通じまして宇土市の方に搬送しております。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** わかりました。だから、今保管しているものを送ったということなので、こういうときに補正予算とかいうのが発生しなかったと、こういうことでしたね。

次にお伺いをいたします。保健福祉部ですね。朝からも病院等の協定というのがございましたけども、済生会御所病院との協定があるんだというご説明がございました。ここ、これ、市民にとってはありがたいお話であろうかと思えます。もう少し詳しく教えていただきたい。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原です。済生会御所病院におきましての協定書につきましては、平成13年度でございます。平成13年度以前、また済生会御所病院ができたときから新庄町時代には地域の密接型の病院として利用されており、平成13年度に保健医療施策協力体制を緊急体制を確保するということから、身近である御所市済生会病院と協定書を交わしたものでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ちょっと今の答弁を聞いてると、そのときに協力体制を、身近な隣町ですから新庄町と御所市の済生会病院が協力体制で交わしたものと思われま。今現在もそれは機能してるんですか。

**西井副議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 今の機能につきましては、御所市自身は緊急時に葛城市は受け入れるということで対処され、病院の方もそういう体制をとっておられます。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** そういうことを知られない方もたくさんおられますから、いま一度また、済生会御所病院と確認という意味で、またお話し合いをしておいていただけたら市民が喜ぶであろうというふうに思います。

次に、産業観光部ですね。先ほどの吉村議員のとかぶるのかわからないですけども、今までのいわゆる道の駅と新しく今、新道の駅と、ここと協定の話がございました。先ほど吉村議員に利益の30%でしたか、というようなお話がございましたけど、もう一度確認のために、その部分だけなのか、またそれと別個に協定があるのか確認しておきたいというふうに思います。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。ただいまご質問ありました葛城市農畜産物処理加工施設及び道の駅かつらぎについての協定書の締結内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、農畜産物処理加工施設の運營業務に関する基本協定は、平成18年度より株式会社農業法人當麻の家と締結させていただいており、平成28年4月1日付で基本協定書の更新年度となっております。また、本協定の目的といたしましては、葛城市と株式会社農業法人當麻の家が相互に協力し、葛城市新在家402番地1にあります葛城市農畜産物処理加工施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項として、指定管理や成果配分等を定めております。

続きまして、道の駅かつらぎ施設管理運營業務基本協定書におきましては、平成28年秋オープン予定の葛城市太田1257番地の道の駅かつらぎの管理運營業務に関する基本事項として、指定期間や成果配分等を定めたものであります。平成28年4月に株式会社道の駅葛城と締結させていただいております。

成果配分でございます。これにつきましては、この基本協定書の中におきまして30%を成果配分として葛城市に支払うと両方ともに記載させていただいているものでございます。

以上です。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** この30%を支払うとか多い少ないとか赤字のときとか、これはもう先ほど吉村議員のところで終わってるんですけども、確認しておきたいのは、市とそれぞれ別個に協定をしているということで、いわゆる、どう言うのかな、3者で協定をしている。例えば、今既存の道の駅と秋にオープンしようとしている道の駅、市といわゆる大きな意味で3つが協定を結んで円滑な運営を図ろうと、そういうものではないんですか。

**西井副議長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問でございます。この協定につきましては、葛城市と株式会社道の駅葛城、また、葛城市と株式会社農業法人當麻の家、お互い2者協定になっております。

以上です。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ありがとうございます。わかりました。

それでは話を次に進めていきたいなというふうに思います。今、各部長、部署からご説明をいただきましたが、入ってるのかなと思ってたら入ってなかったのが、いわゆる合併前の當麻町、新庄町との友好都市協定というか関係にあったところですね。これについての

話がございませんでした。私の記憶ですけれども、友好都市関係については、これについては今後進めないというようなお話は聞いたことがありますけれども、一般質問の中の自分の答弁書を見てもそうなっているんですけども、しかし、災害協定について残していくんだというご答弁、内容になってたかというふうに思います。いわゆる、近くでいうと岡山県の新庄村とかですね。余り遠かったら災害協定といたってできないので。ここの辺はどうなっているのか確認しておきたいと思います。

**西井副議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。ただいまのご質問でございます。旧町の友好自治体につきましては、旧新庄町では山形県の新庄市、岡山県の新庄村、旧當麻町におきましては北海道の当麻町がございました。合併後の災害応援協定につきましては明確でないところもございます。また、相手もあることでございますので、早急に精査検討いたしまして、調査していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 正確にお答えをいただいたのであろうと思います。明確なものがわからないと。これはやっぱり明確にしておく必要があると思うんです。これ、市同士やからね。協定してますねんといったって、いざというとき何も知りませんでしたでは済まない話ですから。ないものであればないという形で葛城市は進んでいかなあかんし、また有効なまちを探して求めないといけない部分もあるし、あるというのであれば、それはそれ相当のこれからの行政に入れていかなあかん。ここはまたきちっとしていただくということを部長がおっしゃったようにお願いしておきますね。

続いて、奈良県とのまちづくり包括協定というものについてお尋ねをしたい。これは奈良県と各市町村がまちづくりについて包括的に協定をしていきたいと思います。基本協定があつて個別協定があつて包括協定というふうに進んでいくわけですけども、今年の5月末現在では、奈良県のうちで13市町村が協定を結んでいると。新聞紙上で皆さん方もご存じかなというふうに思います。市でいうと、12市のうち9の市が奈良県とまちづくり包括協定をしている。このことにつきまして、私はいつかの決算特別委員会か何の委員会か忘れましたが、これはどうするんですかとお尋ねをしたところ、ちょうど知事選挙前で、知事選挙が終わってから取り組んでいきたい、進めていきたいという答弁をいただいておりますけれども、それ以降も何ら進捗がないと、こういうことでございます。ぜひ、ここの答弁は後からもらいますけれども、朝から1番目に増田議員の弁之庄・木戸線の話がございました。これは新市建設計画にあったもの。これを県道として県でやってもらうのやと。私の控えを見ると県に移管とこう書いてあるわけですけども。県に移管というより、前に向いて行かんと、今そういう状況になってるやろうと。首を振ってもらってありがとうございます。本当にそのとおりです。そんなことも含めまして、このまちづくり包括協定を今後どのようにされるのか。再度言っておきますけれども、奈良県12市のうち、もう9市が協定をされているということも踏まえてご答弁いただきたいと思います。

**西井副議長** 生野副市長。

**生野副市長** まちづくりの連携協定についてでございます。藤井本議員がご指摘のように、12市中9市が協定を交わしているわけございまして、葛城市、また近隣では香芝市の2市が協定を交わしていないわけでございます。そして、今おっしゃられましたように、平成28年度の予算審議の中で知事選挙が終わればという中で話があったかと思えます。当然、昨年知事選挙があったわけでございます。私、副市長に昨年5月12日に就任させていただきました。その後、県の県土マネジメント部の次長、そして、それとまちづくり推進局の次長と協議も重ねてまいったわけでございます。その中でこの包括協定に向けまして、今、鋭意、県の方と協議をいたしておるわけでございます。この協定につきましては約9カ月から12カ月かかるということでございまして、今、担当部署、都市計画課を窓口といたしまして、ここにおります松倉技監も当然同席の上、協議を重ねてまいっておるわけでございますが、その中でこのまちづくり協定といいますのは、市の方が行う事業に関しまして県の方が補助金、そして交付税を差し引いた残りの額の4分の1を県の方から補助金としていただく制度でございます。先ほど来、増田議員の質問にもありましたように、弁之庄・木戸線につきましては、今、県の方に広域幹線道路ということで申しているわけでございますので、このまちづくり協定の中には入ってこないかなというように考えておるわけでございます。まちづくり協定につきましては、當麻の駅周辺、尺土駅前周辺、そして新町運動公園周辺等々を今、模索いたしておるわけございまして、今、協定に向けましての作業を行っているということでございまして。その中で今後、事業を進めることにつきましては、もう一段階上の協定を進んでいくわけでございますが、今一番進んでおりますのが天理市、桜井市が2段階目の協定に入っておるわけでございます。そういうのも参考にしながら、おくれた分を今後いち早く取り組んでいきたいと、かように思っているわけでございます。

以上です。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** すばらしい答弁やったと思います。副市長がおっしゃるのように、この件についてはおくれた分を取り返すぐらい一生懸命やるんやと、こういう答弁ですので、確かにもう12市のうち9市もやってる。この中身まで私は精査したわけじゃないですけども、おけているという認識のもとで期間もかかるという話でしたけども、今、尺土駅前のような話も出ました。まだまだやっていけないといけないところがあるということで、協定に向けてこれからやっていくということでございまして、ご期待を申し上げたいというふうに思います。

この協定について、あと一つ大事なところのお話をしたいというふうに思います。いわゆる協定を締結されてるわけですけども、我々も、市長がどこかの企業と握手をしているとか新聞等で知るケースもあります。もちろん説明もあるわけですけども。確かに地方自治法上は各市町村が何か協定をするということについては、議会の議決を必要とするというのはどこにも出てこないわけですね。だから、議会で議決で諮っていくというところの必要性はないといえないわけですけども、本当に全体として一丸となったまちづくりにそれでいいのかどうかというところを、これについてどのようにお考えなのか。市長、副市長、どちら

でも結構です。ご答弁いただきたい。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきます。今回、改めてどのくらいの協定を交わしているのかということ、いい機会であったなというふうに思ってますけれども、これらの協定を見ていきますと、既に交わしている、先ほど疑問が残っている新庄市とか、それは除いて、どのくらいあるのかというと、34ほど協定を交わしています。私が市長にならせていただいてからそのうち29協定を交わしておりますけれども、ただ、これを全てが全て議会の皆さん方に報告しなければならないのかということそうじゃないところもあるだろうとは思いますが。ただ、防災の問題であったりとか災害が起こったときに直結してくるような問題に関しては、また一度整理をしながら議会の皆さん方にもご報告ができるように、また、締結をしたときには締結をした後の直近の議会なり協議会でご報告ができるようにこれからしてまいりたいなというふうに思っております。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 市長、お答えをいただきました。同じ意見なのは、全て議会に報告するというのか、議会と協議するという必要はないと、私はこれは同感です。全てそんなんやっていると、確かに逆に不都合が出てくるかなというふうに思います。このことについて、いわゆる全国的にどんなものかなということをしるんなところに問い合わせしてみたり、確認をさせてもらいました。地方自治法では確かに、何遍も言いますが、協定するときには議会の議決を必要とするところにも書いていません。しかし、地方自治法第96条にそういうのが載っているわけです。例えば条例をつくるとかやめるとか予算を定めるとか一般的なところからいうと、それが15項目にわたってこういう場合は議決が必要ですよというのが地方自治法第96条に明記をされています。

全国的なところを確認させてもらおうと、第96条の第2項、それ以外に定めるものを除くほか、地方公共団体はというふうな文言で議会の議決すべきものをあらかじめ定めることができると、こういうことになっております。協定ということになると、確かに予算を伴うものと伴わないものがございます。予算を伴うものが多いわけで、これが議会との協議なしに進めることによって、いわゆる問題を起こしたという全国の市町村が多うございまして、その結果この第96条の第2項というところであらかじめ定められているところがだんだんふえていくというふうに私自身、今調べたところそのようになっております。例えば、先ほどから申し上げている、特に友好都市関係というんですか、姉妹都市関係、こういうところの締結、また廃止とか、また学校と協定を結ぶ場合には議会の議決を必要とするとかというふうな形でこの第96条第2項に定めをされてるところが非常に全国的にふえているというふうに思います。今、同じことを言ってるかわからないですけども、全て言ってくれというものではないですけども、市長、全国的なところを見渡してもう一度この辺のところを精査していただいて、進めていっていただきたい。例えば、青年市長会と災害協定があるわけですね。市長もずっと市長というわけにはいかない。例えば、今度市長がかわったときには、それはどうなるのやというふうなことが出てまいります。だから、そういうことも踏まえてどんどん、

今、市長の方で進められたらいいと思うけども、それはあらかじめ一定の基準というものをつくった上で進められるべきやということを申し添えて、次の2番目の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

2番目の質問は、ファシリティマネジメントの結果を受けた今後の各市内施設の活用についてということでございます。これは平成25年度、平成26年度、平成27年度と進められてきた。お言葉をかりるのであれば、市内にある約130の施設、これを総合的に検討しようというものでございます。

それでは、繰り返しになるかわからないですけども、この3年間、このファシリティマネジメントをどういう形で進められてきたか。各葛城市内の130の施設を見直したというけども、この3年間でどういうふうなことをやってきたかというのとあわせて、その総費用も教えていただきたい。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

本市におけます公共施設マネジメントにつきましては、高度成長期に建てられた公共施設が一斉に建替時期を迎えることを間近に控えて、全てを現状のまま建て替えるとした場合に莫大な費用が必要となること及び合併市により同種施設が複数ある状況から、施設の利活用や有効活用を初めとする最適化を図るため、平成25年度から3年間かけて取り組んでまいりました。初年度となる平成25年度では国の緊急雇用創出事業を活用いたし、市有施設の現状把握として施設名称、所在地、敷地面積、竣工年月日、耐震性能などの基本情報と施設利用者数、学校にあっては児童・生徒数、コスト情報としての光熱水費や維持保全費の情報を統一基準によって収集し、その情報の一元管理が行えるようFM支援システムを導入いたしております。また、サンプル的には市内5施設の劣化診断調査を行っております。

続く平成26年度におきましては、初年度にサンプル実施をいたしました劣化診断調査から奈良県の中長期保全計画策定システムに対応できるよう調査内容を拡充し、全施設のうち本館棟となる81施設についてより詳細な部位、部材、機械器具の使用能力等について調査をいたし、奈良県のシステムを利用させていただき、一定条件下で各施設のライフサイクルコストを算出いたしております。その後、劣化診断調査の結果及びコンクリート強度調査の結果をライフサイクルコストに反映し、各年度間の修繕費のばらつきを抑えるよう、一定の平準化作業を行いました。それとあわせて、施設カルテルを作成するための情報収集及びコスト情報としての光熱水費や維持保全費の情報を収集いたしております。

最終の平成27年度におきましては、過去2年間で収集いたしました情報やライフサイクルコスト等を活用し、評価対象施設が類似施設の間でどの程度の位置づけであるかを明確にするための施設評価を実施いたしております。この評価結果が即座に施設の廃止や統合等に結びつくわけではございませんが、各施設が抱える問題点を浮き彫りにすることにより、利用率の向上に向けた取り組みを推進できるものと考えております。また、それぞれの施設分類ごとに現状と課題、今後のあるべき方向性について葛城市公共施設マネジメント検討委員会におきまして各委員の専門的立場から貴重なご意見を頂戴し、今後の公共施設のあり方につ

いての基本方針として、葛城市公共施設マネジメント基本計画を作成いたしております。なお、これまでの3年間の経費といたしましては、委託料として6,344万4,000円が歳出費用となっておるものでございます。ただし、平成25年度におきましては、緊急雇用創出事業に係る補助事業として2,100万円を財源充当としております。

以上が内容でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 3年間のどういうふうなことをやってきたかということについてご説明をいただきました。それを受けて総合的にでいいです。個別にはまだいいですから、総合的また長期的な視野に立って、今後、各施設をどのように活用していくのかということをご答弁求めます。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、短期的には余裕スペースの有効活用や維持管理コスト削減に向けた取り組みを行い、広域的施設についての建替えや大規模改修の際には、総量縮減のための検討を行ってまいります。また長期的には、短期的取り組みを継続しつつ、教育施設の多機能化やその時々々の社会経済状況等を見据えながら再編への取り組みを進めてまいります。全体としまして、公共施設に関する情報を一元管理し、施設の更新時にはライフサイクルコストの低減を設計段階から考慮いたします。また、長寿命化に向けた取り組みといたしまして、施設を安全で快適な状態で維持するため、点検、診断等を充実し、耐震化を含めた長寿命化となる改修を実施いたします。さらに、施設運営に係る経費については、より効率的な維持管理に組みながら、保有資産の有効活用として資産の貸し付けなどについても検討をしております。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 質問はまだ続きますけども、ちなみに知識として教えていただきたいんですけども、このファシリティマネジメントというものを、これを取り組んだ奈良県内の市町村、どれぐらいの数取り組んでおられるのか。どれぐらいのって、どことどこやられたとか、取り組み状況についてお尋ねします。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは今のご質問、奈良県の取り組み状況についてご説明を申し上げます。

奈良県内のファシリティマネジメントの実施状況につきましては、桜井市では平成25年度にファシリティマネジメント推進基本計画を策定され、香芝市におきましては平成27年度に公共施設等マネジメントの基本計画を作成されておりますが、いずれも本市と同じく公共施設データの整理から始めますと3年間かけて作成されていることとなっております。なお、総務省から平成26年度から平成28年度にかけて公共施設及び道路橋梁や上下水道等のインフラを含む公共施設等総合管理計画の策定を要請されております。この計画作成に当たりましては、平成26年度で奈良市が、また平成27年度で桜井市、橿原市、生駒市の3市が策定済みで、本市を含む残り8市が平成28年度において策定の予定をしておるものでございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今のを理解するのはちょっと時間がかかったんですけども、このファシリティマネジメントをしたというのは奈良県内で葛城市を入れて3市だというんですね。またそれとは別に公共施設等総合管理計画という計画を全部の市が出さないといけないと、こういう考え方でいいんですか。それなら、ここでちょっと疑問が湧くけども、葛城市は先ほど言ってるように、6,900万円を使ってこうやった。これは奈良県内の3市やと。やってないところも同じように計画を出されるわけですよね。これはどのように受けとめたらいいんですか。副市長か市長か。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** ただいまのご質問についてでございますが、まず1点目の公共施設、いわゆる箱物に関して限定してファシリティマネジメントをやったのが本市を含む3市になっております。それと、総務省が要請されています公共施設等総合管理計画、こちらにつきましてはインフラ設備を、つまり道路とか橋梁とかそういったものと建物をあわせて計画を立てる内容ですので、若干意味合い的には異なるわけでございますが、本市の方は建物を先行して調査に当たったということでございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** ちょっと聞けば聞くだけややこしくなってきたんですけど、調査をして計画を立てると、これは当たり前ですよ。調査をしたのは3市やと言ってるわけでしょう。計画を立てるといっことはもっと広い意味で、葛城市の場合は建物を調査したと。計画というのは道路とか建物でない公共施設も含めて計画を立てないといけないと。3市以外はファシリティマネジメントというそういう調査をしてないというふうに分かるんですけども。調査をしないで計画を出されるという認識でよろしいか。ちょっと質問の内容をご理解していただけますか。

**西井副議長** 市長。

**山下市長** 桜井、香芝、葛城はファシリティマネジメント、建物に関してのマネジメント計画を立てたと。残りの9市は何もまだ手をつけてなかったところがあった。ところが総務省の方から、建物と道路、橋梁、橋とか、それと上下水道の施設も含めて総合的に計画を出しなさいというふうに言われた。葛城市で不足しているのは建物以外の道路、橋梁、あと上下水道とかの分は今年度で出さなくてはならない。ほかの市は、香芝市と桜井市と葛城市以外のところは建物も含めて全部出さなくてはならないということです。だからうちはもう先行して建物の部分をやってるから、それを除いた分だけ今年度でやらなくてはならないということです。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** もう1点、話をこう進めてる中でちょっと疑問が湧いたのは、市長のこの平成28年度の施政方針を見てると、このファシリティマネジメントという言葉が今年使われてないけども、公共施設マネジメントに関する基本計画を現在策定中とございますと、こういう施政方針になってるわけですよね。今、総務部長がお答えいただいたのは、既にそれはできてますねんと、こういうお答えをいただいたというふうに思うんですけども、これはどっちなんですか。3月現在では策定中やったけども、今できた、こう受けとめたらいいのかな。

**西井副議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** ただいまのご質問でございますが、公共施設マネジメント基本計画、こちらにつきましては本年平成28年3月末時点で一応完成いたしております。

以上でございます。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、大詰めになってまいりましたけども、ちょっと私の聞きたいところですね。

こういうふうには葛城市の公共施設のことをほかよりも先駆けてやってきたというのは、お金も出してやってきた。特に建物については耐震等もあるんで、これはもう理解はしましょう。ここでもうあれもこれも聞くわけにいかないから、當麻庁舎のことについてお尋ねをしたいなというふうに思います。

これはもう當麻庁舎のことについては、古くから私の記憶に残っているだけでも、改選前の中川議員とか吉村議員も、また春木議員なんかも一生懸命おっしゃってたというふうに記憶しております。特に、春木議員は本当に一生懸命このことについておっしゃってたので、そのときの控えを持ってきたんですけども、平成24年6月と平成25年3月、近い間に質問をされてます。ちょっと私は不在にしてたときもあるんで読み直してたんですけど、平成24年6月にも當麻庁舎をどうするのやと、このときも以前から質問の前段でいろんな議員も聞かれてるけども、當麻庁舎をどないするのやと。市長がどのように答えてるかというのと、そう慌てずに、耐震診断が済んでから決めますわと。そのまま読みましょうか。「春木議員さん、気の早いというか、まだ耐震診断の結果もこれから発注でございます。ちょっと待ってください」と、こういう答弁をされてるんですね。だから春木議員はその結果を待っていたんだろう。私、春木議員と何ら交流を持ってるわけと違うし、話をしているわけと違いますよ。ただわかりやすかったんです。この耐震結果が出た平成25年3月にはまた同じことを、耐震診断出たんやろう、結果としては芳しくなかったやろう、さあどうするのやと。そうしたら市長がどう答えてるか。當麻庁舎だけと違いますがな、避難所は公民館もあるし、もっと総合的に考えなあきませんねんと、こういうお答えをされております。このとき、失礼かわからないですけど、この議員は非常に納得できないというような言葉を使いながらこう答えられている。

ここで、この3年間のファシリティマネジメントは終わったわけですね。これだけ當麻庁舎のことについてはいろんな議員が合併当時から歴史的にこうやってきた。今答えを出さないでもいいけども、出てるんだったら教えてほしいけども、この當麻庁舎を本当にどうするのやと。出てるんだったら教えてください。

**西井副議長** 市長。

**山下市長** 藤井本議員の質問にお答えをいたします。

そのときのやりとり、藤井本議員がいらっしやっただかどうかかわからないですけども、いろいろとほかの施設もあると。子どもたちの通う学校や幼稚園、保育所、まずそちらに手をつけていかなければならないということで、庁舎というお話を先にしないで、まず子どもたちというお話をさせていただいたというふうに思います。ただ、この間の熊本地震の折に宇土市役所がああいう半壊というか、立ち入りができないような状況になったということも踏

まえて、いよいよと考えていかなければならない状況になってきたなというふうに思っております。

耐震診断をやったときに出てきた数字というのは、とても大きな地震に耐えられるものではないということでございました。その後、ファシリティマネジメントの中でも出てまいりましたけれども、ファシリティマネジメントというのは全体の最適化、これをどうしていくのかということが考えていかなければならない問題です。130施設、300棟の建物を維持管理していくのにどれだけのお金がかかるのか。途中で計算間違いもあったんですけども、40年間この建物を同じまま維持管理していこうと思うと、おおむね200億円から300億円のお金がかかるというふうに試算はされております。このまま維持していけるだけの財力は葛城市にはないわけでございますから、いずれそれを補っていかなければならないときが来るというふうに思っています。それを考えてICTやら民間の企業やらの知恵をかりながら町の計画を立てているというのが現状ですけれども、そこは今の質問ではないので省かせていただきますけれども、当麻庁舎に関しましては、この基本計画においてやっぱり重視をすべき建物であるということは間違いのない問題でございます。この当麻庁舎についてどうしていくのか、建て替えるのかそれとも庁舎機能を移転するのか、もしくはあそこは3階建てですけれども、上を一切、今、使っておりませんので、上をなくして比重を軽くして幾らか支えを入れて使えるようになるのかというようなことを考えたりはしております。

そのことについて過日、6月14日に地域住民の皆さん、特に当麻地区の皆さん方のご意見を伺うべきであると、区長会の皆さんやまたそれ以外の方々にもちょっとご参加をいただいて、その中にはきょう午前中、傍聴にも来られてましたけれども、当麻町の助役や教育長等をされておられました吉田さんも入っていただいて、その建物が建った経緯であるとかそういうことも聞きながら、6月14日に当麻庁舎検討委員会というものを設置させていただいて、まず住民の皆さんのご意見を聞かせていただくということで招集をさせていただいたところでございます。この会議の中でも耐震化の現実のお話、また、そこをなくしてどこかに機能移転をするのか、そのまま残していくのか、合併のときには2庁舎を存続するというものが合併のときのお約束であったけれども、今もそのまましておく方がいいのか、どうした方がいいのかというようなことをお話をさせていただきながら、地域の人たちにとってはシンボリックな存在でもあろうかと思しますので、その皆さん方のご意見を聞かせていただくと。次回、こういうふうにした場合はどのくらいの費用がかかるねんとかということも含めて、お話、検討してまいりたいというふうに思っております。いずれにせよ、建て替えるにしろ移転するにしろ、大きな決断をしていかなければならないというふうに思いますけれども、まず地域の皆さん方がどういうふうにご考えておられるのか聞きながら、その意見を十分参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**西井副議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今の市長の答弁を聞いてると、3年間に及ぶ調査を終わって、これから当麻庁舎の検討委員会をつくったんだと聞こえは確かにいいと思います。しかし、もう何年これ、同じことを言っているとしますか。言葉としてはいよいよと考えていかなければならない、こんなはず

っと前から言ってることですやん。今になっていよいよ考えていかなければならないとは、私は遅過ぎると思う。

それともう一つ、市長の施政方針、みずからが自分で施政方針というのをつくられている。これについても立派やなというふうに思ってます。しかし、この3年間のこのファシリティマネジメントと言うていいのか、施設についての考え方、これ、自分でつくられたのを私、平成26年度、平成27年度、平成28年度と読み比べてみました。平成27年度どう書いてあるか。ファシリティマネジメントを検討委員会におきまして各施設の調査をして、建替えの是非や廃止や継続、継続に必要な費用等を含めて、いわゆる建替えや是非、廃止というような言葉も使って平成27年度はこう書かれています。ちょっと前後しましたね。平成26年度においても130余りの施設の維持管理をどういうふうに考えていくのか、押さえていくのかと。簡単に言えば、旧両町で保有していた同一目的の施設を1つにする、すればよいということになります。例えば、庁舎を1つにするとか図書館を1つにする、文化会館を1つにするというようにすれば、維持管理に係る経費が半分で済むということです。しかし、そう単純にいくものではございませんと、こういうふうに平成26年度、平成27年度というのはここまで書かれている。この平成28年度になりますと、そういうふうな文章はなくなって、今年度、施設整備やその効率的な活用を図るため、公共施設マネジメントに関する基本計画を現在策定中でございますと、ここでこういうふうに文字的にいったらかなり少なくなっている。最終段階かなというふうに思います。

本腰を入れてやらなあかんという言葉が先ほど、いよいよ考えていかなければならない。形だけ何かこううまく繕ってるように私にはそうしか見えない、この件に関しては。3年間のうちにしなければならなかったと思います。このマネジメントを平成25年度、平成26年度、平成27年度されて、1年目、2年目、3年目の話も先ほど説明いただいたけども、このときに、今、新人議員が来られたときに、新しく入ってこられた議員も予算特別委員会でもっと委員会をふやしてやらなあきませんやんかと、こういうことも言った。皆、議事録に残ってます。しかし3年間かかってやりましたよと、これから當麻庁舎検討委員会をつくりましたよと、住民の皆さん方の声を聞かなあきませんと、当たり前のことですわ。この間、3年間でやっぱりやらなあかんかったことやと私は思います。そこで、今年は市民の方に審判を仰ぐという選挙のある年でございます。ぜひ、形としてこのように當麻庁舎の検討委員会をつくりましたと、ここまでは聞いてるだけやったら確かに順序はいい。だから、時期的に、私は遅いと言ってるんです。この選挙のときまでに審判を仰ぐときまでにこれを出して、何も予算もつけることもできない、形を変えることもできないです。しかし、そういうようなことを市民に訴えていって審判を仰いでいくというような葛城市であってほしいと。もしそうでなければ、私は私なりにまた行動をさせていただくということを申し上げて、一般質問を終わります。

以上です。

**西井副議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井副議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、あす21日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時15分